

# 更生保護のあり方を考える有識者会議

## 第8回会議

日時 平成18年1月26日(木) 自 午後2時01分  
至 午後5時28分

場所 最高検察庁大会議室

野沢座長 ただ今から、更生保護のあり方を考える有識者会議の第8回会議を開催したいと思えます。

まずもって、昨年末の中間報告の作成に当たりましては、お忙しいところ御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。既にお手元に製本したものが届いているかと思いますが、12月26日に杉浦法務大臣に金平座長代理共々提出することができました。ここに御報告をさせていただきます。大臣に大変喜んでいただきまして、できるだけ多くの方々にこの中間報告をお目通しの上、御意見を頂いていこうではないかと、こんな御感想も頂いたところでございます。

さて、本日の予定ですが、まず昨年の会議で内閣府の担当者から説明を頂きました犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたこと、更生保護関係の平成18年度予算内示の概要、さらには法務省内に設置された法務大臣あるいは法務大臣政務官主宰の省内の横断的なプロジェクトチームの概要、この3つの点につきまして事務局からそれぞれ簡単な説明を受けたいと思えます。その後、法務省矯正局の担当官から、監獄法の改正後、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律という形になりましたが、この点等につきましてヒアリングを行い、仮釈放のあり方についても最後に意見を交換したいと思っております。

今回もこのヒアリング、今までと同様にマスコミの皆様からの希望がございますので、カメラの撮影なしということで傍聴の案内をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

今回からは2巡目の検討に入ることとなりますので、進め方といたしまして、最終提言を見据えながら毎回可能な限り会議の最後に議論の結論を確認させていただき、できればペーパーで取りまとめをしていくことにしたいと考えておりますので、どこまでいけますか時間との関係もございまして、後ほどこの議論の段階でまた御相談しながら進めたいと思っております。

それでは議事に入りたいと思えますが、最初に、犯罪被害者等基本計画の閣議決定につきまして、次に、更生保護関係の平成18年度予算の内示の概要について、最後に、省内のプロジェクトチームの概要について、以上3点の事務局説明をお願いしたいと思えます。

### 1. 犯罪被害者等基本計画の閣議決定等について(事務局説明)

事務局 事務局でございます。最初に、犯罪被害者等基本計画の閣議決定について御報告申し上げます。

昨年10月27日の第5回会議におきまして、内閣府の神村参事官より説明いたしました犯

罪被害者等基本計画につきましては、その後、数回の検討会議を経た後、昨年12月27日に閣議決定されました。本日、お手元に閣議決定された犯罪被害者等基本計画の全体と保護局関係施策抜粋版の両方をお配りしております。

更生保護官署におけます被害者支援施策に関しましては、神村参事官の説明したところと変更ございませんので、その旨御報告いたします。

今後、保護局といたしましては、この犯罪被害者等基本計画にのっとり所定の法改正、運用改善等を進めてまいることとなります。

以上でございます。

野沢座長 それでは予算の方をお願いします。

事務局 昨年10月27日の第5回会議で概算要求の概要につきまして御説明いたしました。が、昨年12月24日、政府予算案が閣議決定いたしましたので、平成18年度保護関係予算等の概要について御説明を申し上げます。

まず、増員につきましては、仮釈放審理の強化のため4人の委員の増員要求をしておりましたが3人査定されました。3人の内訳は、関東地方更生保護委員会に2人、近畿地方更生保護委員会に1人でございます。地方更生保護委員会の委員につきましては、犯罪者予防更生法で上限と下限が定められておりますので、今国会に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を閣法として提出する予定でございます。再犯防止緊急対策といたしまして、保護観察所の保護観察官45人が認められました。また、心神喪失者等医療観察制度の強化のため、社会復帰調整員調整官7人が認められました。増員の総数は55人でございますが、25人の定員合理化が求められましたので、純増は30人ということでございます。

次に、予算関係でございますけれども、204億円余りとなりまして、平成17年度予算に比較いたしまして約9億8,000万円の増となりました。厳しい財政事情の中でございますけれども、再犯防止緊急対策関係経費が認められました。

所在不明調査の強化につきましては、所在発見調査経費などいたしまして約3,000万円の増が、性犯罪者に対する仮釈放審理の充実及び処遇の強化につきましては、性犯罪者対象者に対する面接審理の強化経費、性犯罪者に対する処遇強化経費、性犯罪者処遇プログラム委託研修経費等といたしまして約2,400万円の増が認められました。就労支援総合対策でございますけれども、これは昨年、厚生労働省と法務省の間で刑務所出所者等総合的就労支援対策を取りまとめました。この施策実現のため厚生労働省と法務省の矯正局、保護局で予算を要求いたしました。保護関係では出所者の身元保証の関係で約3,500万円の補助金が、それから更生保護施設に就労支援員を配置するという事で約2,500万円など合計7,000万円が認められました。矯正関係では在所、在院中からの就労支援ということでございまして約1億6,000万円、厚生労働省関係ではトライアル雇用奨励金などを含め約1億7,000万円、合計両省で4億円程度が平成18年度政府予算案に盛り込まれております。保護司実費弁償金につきましては、保護司による処遇活動強化といたしまして、対前年度比1億3,400万円増が認められました。以上が平成18年度予算の主な内容でございます。

説明を終わります。

野沢座長 ありがとうございます。

続きまして、省内のプロジェクトチーム、大分御活躍を始めていただいているようですが、その説明をひとつお願いします。

事務局 大変失礼でございますが、資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

法務省に刑事司法の関係で二つプロジェクトチームが立ち上げられました。第一は、法務大臣主宰のプロジェクトチームでございますが、これは本年1月17日に法務大臣が記者会見で発表をしております。刑事・矯正・保護のそれぞれ課長クラスから成るプロジェクトチームでございますが、刑事施設におきます被収容者が増加し、過剰な状態が継続していると。他方で犯罪者の再犯防止あるいは社会復帰促進が課題となっておりますが、これに対して刑事施設の人的あるいは物的体制の状況のみならず、刑事施設の外でも有効な指導等をする制度の検討が必要であると、そのような認識に立って立ち上げられたプロジェクトチームでございます。具体的な検討課題としては、今後更に詰めていくということになりますが、第一は犯罪情勢と収容動向の予測、第二は受刑者の施設内処遇あるいは社会内処遇のあり方、第三は未決段階での身柄拘束のあり方、この三本の柱につきまして現在更に具体的なテーマについて絞り込みをしておるところでございます。

二つ目は、法務大臣政務官主宰のプロジェクトチームでございます。これは昨年未立ち上げられたものでございまして、刑事・矯正・保護、それからこれには法務総合研究所も入りまして、課長クラスの者によるプロジェクトチームでございます。課題は、法務省におけます再犯防止の施策、昨年2月2日に発表しておりますが、これの具体的な検証、さらに今後必要となる再犯防止のための施策の検討・実施でございます。現在の時点で検討しております具体的な事項につきましては、第一はこれは第7回の有識者会議でも御指摘がございましたが、性犯罪者処遇プログラムの効果の測定につきまして、矯正・保護だけでは不可能でございますので、刑事あるいは法務総合研究所も含めまして、この処遇効果を検証するためのシステムの構築を行うということで、現在、具体的に進めております。第二は釈放者に対する就労支援のあり方、これについても検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

野沢座長 河野法務副大臣のプロジェクトチームは、今日の話とは別ですか。

事務局 はい。別の話でございます。

野沢座長 それではこの有識者会議にかかわるものは二つということで分かりました。以上の御説明に質問等ございましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

本江委員 満期出所者に対する何らかの処遇を考えるとということが最近話題に上っていると聞いたのですけれども、それは今お話になったプロジェクトチームの中に、そういうテーマが入っているのですか。

事務局 一応、法務大臣主宰のプロジェクトチームに受刑者の施設内・社会内処遇のあり方というテーマがございまして、これがもう少し広くテーマを考えた方がいいということも検討されておまして、今本江委員の御指摘の満期出所者に対してどのような対応があるかということも含めて検討されるということでございます。

堀野委員 この検討とは具体的にどういう関係になるのでしょうか。フィードバックの関係があるのか、ないのか。

事務局 有識者会議と直接関係するというものではございません。更生保護の分野だけに限らず、刑事・矯正全般にわたった課題が、このプロジェクトチームでは検討されることになっております。ただ、こちらの会議での議論も踏まえまして、更生保護に関する必要な諸施策を私どもの方から提案するとして、検討・実施をしていくことになろうかと思っております。

野沢座長 保護司実費弁償金が12億円一気に増えるとありました。3割近い増額ですが、これは何かルールを直したり規則を変えたりするという手続はなしで、もういきなり3割増しが来年度実現できると考えてよろしいですか。

事務局 今回認められました12億円の实費弁償金の増額については、主に保護観察事件を担当いたしました保護司に支給する補導費になります。これはAが5,620円、Bが2,810円、Cが2,290円という3ランクに分かれておりまして、A事件が全体の事件数の19%を支給していいとなっているのでございます。この3ランクを加重平均いたしますと、平均3,000円余ということでございまして、保護司が1か月保護観察事件を担当したときに支給する実費弁償金の平均支給額が、約3,000円という実態にあるわけでございます。

この単価のアップではございませんで、今回はその比率を改定いたしまして、A事件を40数%、それからB事件を残しということで、一番低い2,290円というC事件の区分をなくしまして、平均で補導費の単価の改定を図れるということでございまして、保護観察事件を担当している保護司の苦勞に少しでも報いることができると考えているところでございますけれども、そのほか保護司のいろいろな面での改善について、せっかくの機会でございますので何か方策はないかというところをいろいろ検討しているところでございます。

野沢座長 法務大臣自ら御努力を頂いたと伺っておりまして、是非ひとつこれを有効にいかして、保護司の方々の意欲なり士気を高めていただくような施策に使っていただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、また後ほど戻って御議論いただいても結構でございますので、次に入りたいと思います。矯正と保護の仕事というのは関係が深いものですから、矯正のお話を今回聴きたいということで準備していただいておりますが、マスコミの方々がここで入られるので、しばらくお待ちください。今日は、矯正局成人矯正課の澤田課長と少年矯正課の山口補佐官にお話を聴くことになっております。

〔記者入室〕

## 2. 法務省矯正局担当官からのヒアリング

野沢座長 それではお待ちをいたしました。まず、澤田課長の方から御説明を伺いましょうか。よろしく申し上げます。

法務省（矯正局） 矯正局成人矯正課長の澤田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

成人矯正課は、大ざっぱに言いまして、刑務所、拘置所の処遇を所管しております。本会議に関連する範囲で、矯正施設の動向などにつき説明申し上げます。また、保護と矯正の関係では、役所としましては矯正保護連絡協議会等で要望等は常にお話しておりますので、この場では担当者の私の意見ということになりますが、機会を頂きましたので保護への要望、希望することについても申し述べたいと思っております。もちろん、保護から矯正への注文も多々あることだろうと思っておりますので、その辺は御容赦願えればということでございます。

まず、ヒアリング関係資料ということで、お手元にお配りしました資料を御確認願えればと

思います。ヒアリング説明としましては、誠に雑ばくなレジュメで申しわけないのですが、大きな字で書いているものと、関係します限りで刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の関係条文を掲げたものがございます。

それでは、説明の方に移らせていただきます。

最初の矯正施設の状況と書いているところでございます。まず、行刑施設の状況でございますが、過剰収容ということでございます。受刑者として昨年末の速報値で収容率が116%ということですから、全国平均を押しなべて116%という、定員より16%を超えて収容しているという状況でございます。施設によっては130%を超えているところも出てきているところで、実数にしまして、受刑者が昨年末で6万8,319人という収容状況でございますが、この収容人員は昭和31年ごろの水準でございます。当時、昭和31年ごろは、以前この会議で配られました資料にもありますとおり、戦後昭和25年にピークがございまして、そこから下がってきたところの状況であったということでございます。現在は引き続き増加をしております、これがどこまでこの山を登っていかねばいけないかということについては、まだ確たる見通しは見えてこないという状況でございます。

この受刑者の収容人員の増加でございますが、直接的な要因としましては、新受刑者が増加しているというのは当然ですが、それと平均刑期が長期化していること、直接にはこの2つの要因によって、刑務所に入っている受刑者が増えているということでございます。

内訳を見ますと、初受刑者、初めて刑務所に入る受刑者、それから累犯の何回目かで刑務所に入ってくる受刑者、共に増えているわけですが、その中ではどちらかといいますと、初受刑者の増加が目立つということでございます。そのほか、外国人受刑者の増加といった現象もございますが、保護との関係で重要と思われるものとして、長期刑の受刑者が増加しているということで、矯正の分類の制度上、平均執行刑期8年以上の者につきましてL級という収容区分を設けておりますが、このL級受刑者の増加が目立つということがございます。それから、さらにそのレジュメにも書きましたとおり、高齢受刑者が増加しているということでございまして、これは平成16年末の数字でいきますと、60歳以上の受刑者が全受刑者の11.5%を占めるに至っているということでございます。実数では7,381人ということでございます。さらにそのうち70歳以上という者も1,386人、比率にしますと2%ぐらいとなっております、これも近年の高齢受刑者の増加が顕著であるということでございます。

それから、少年院在院者の方でございますが、少年院につきましても、やはり高率収容ということでございまして、施設によっては、100%以上の収容率になっているところもございまして、昨年末では、53の少年院のうち12の少年院が100%以上の収容率ということでございます。それから、少年院の中では、内訳としまして長期処遇課程の人員がまず増加しているという状況でございます。少年院在院者の質としましては、凶悪、特異な対応の非行を行い、その動機等を理解することが難しい少年でありますとか、非行の背景に発達障害等の複雑な問題を抱えた少年が増えていると、私どもとしては認識をしているところでございます。

その次、2の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律のところでございますが、これは本年5月25日までには施行されるということでございます。その内容でございますが、特に監獄法が明治41年に施行されました古い法律で、受刑者の改善更生のための働き掛けについては、ごくわずかな規定しか設けておりませんでした。これに対して新しい法律は、処遇の原則、内容、方法等につき体系的な規定を設けるといのが大きな特徴でございます。その大原則と

なりますのが、そこに掲げました処遇の個別化の原則というものでございまして、条文もそこにありますように「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」というこの大原則の下に受刑者処遇を展開しようというものでございます。

このレジュメの中ではそのうち重要な事項として、次の3つの事項を掲記しております。

まずアが、矯正処遇の義務付けということでございまして、これは新法のもとでは受刑者に対し矯正処遇として作業のほか、改善指導や強化指導を義務付けることができるようになりました。法的根拠が設けられることで、指導が必要な受刑者に対して積極的に受講の働き掛けを行うことが可能になります。このように、義務付けて行う指導である以上、指導内容の水準の統一が必要となりますので、標準的なプログラムを策定し、各施設は標準プログラムに基づき当該施設の実情に応じた指導計画を立て、指導を実施することにしております。当面、標準的な処遇プログラムを策定する者としては、そこに掲げました6類型でございまして、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、それから性犯罪再犯防止指導、これは保護局と共同で行ってこられた性犯罪者処遇プログラム研究会の成果を取り入れてまとめようというものでございます。それから被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、この6類型について当面、まず標準的処遇プログラムを作成しようというものでございます。

その次、イ制限の緩和というところでございまして、これは受刑者の自発性及び自立性を涵養するために、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い、受刑者の生活及び活動に対する制限を緩和するというものでございます。ですから、個々の受刑者に応じた開放度の処遇を行い、適切と認められる者については、そこにも掲げました開放的施設で処遇をしようということでございます。それからさらに最も自由度の高い形態としましては、刑法の拘置の範囲内で今回の新法で根拠を設けまして、刑事施設の職員の同行なしに施設外に出ることを許可します外部通勤、外出、外泊の制度を導入しようということになっております。特に外出及び外泊においては、その用務の一例として、更生保護に関係のある者を訪問することということが法律の条文に書かれてございまして、この規定の趣旨からしまして、その運用は更生保護官署との緊密な連携の下に行っていきたいと考えております。

ウの優遇措置でございますが、これは先ほどから出ております行刑改革会議の提言を受けまして盛り込まれたものでございまして、制限の緩和よりは短期的な受刑態度の評価により、改善更生の意欲を喚起しようとするものでございまして、これまでの累進処遇よりは機動的に優遇を行うことによって、良好な生活態度への動機付けを図るというものでございます。

それから、(2)の関係機関、社会との連携でございますが、これは有効な行政処遇を行うためには当然の事項と考えられますが、特にこの関係機関との連携の例としまして、先ほど来保護局からも説明のあります就労支援につきまして、刑務所出所者等総合的就労支援対策を、来年度から保護局、厚生労働省と連携して実施する運びになっております。特に矯正に関係する事項について申し上げますと、就職につながる雇用情勢に応じた職業訓練の導入、在所期間中の就職援助・指導、それからハローワーク職員による職業相談や職業講話の実施、さらに試行的には刑務所とハローワークとをインターネットテレビ電話で結びまして、遠隔企業の説明会、雇用主との採用面接、これも当面試行でございまして2つの刑務所ぐらいで導入しようということでございますが、そうしたことも含んでおります。

その次に、仮釈放申請までの具体的手続ということでございまして、そこに挙げました「仮

釈放及び保護観察等に関する規則」において基本的なことが定まっているということは、これまでもう説明されたところかと思しますので、概略を申し上げますと、刑務所あるいは少年院では、対象者が新しく施設に入りますとまず身上調査書というものを作成し、地方更生保護委員会と保護観察所に送付しまして、保護観察所の方で環境調整をしていただき、その報告を頂いて、その報告等も受けて仮釈放の申請・審査を行うということでございます。仮釈放の申請・審査も法務省令で定まっていますが、審査は応当日までに行い、その後の審査は少なくとも6か月ごととなっておりますので、それに基づいております。審査は、処遇関係、身上関係、犯罪及び非行関係並びに保護関係を総合的に判断して行うものとなっております。審査事項につきましては、これも通達等で統一されたものがございまして、例えば処遇関係ですと、遵法精神だとか、責任観念、協調心、勉学意欲及び学力程度、勤労意欲及び職業能力、矯正施設収容中の成績の推移等、多岐にわたる事項が示されておりますので、それらをもとに審査をしていくということでございます。

具体的な仕組みとしましては、行刑施設の場合は、受刑者分類規程により分類審査会というものを設けまして、仮釈放の申請・審査はこの分類審査会の審議事項となっております。この分類審査会は施設長のほか、関係の部課長といいますか処遇首席と言ったり統括と言ったりしておりますが、その関係の職員が集まった会議によって決めていくということでございます。総合評価に応じまして、仮釈放が申請できるということであれば、希望日を設定することになりますので、その希望日が刑の執行率のどれくらいになるかにつきましてみんなでチェックをいたしまして、これまでの申請の実績等からして妥当なのか、あるいは再犯のおそれの観点から妥当なものかについて審査をしていくということでございます。

4番目の矯正と保護の連携の一層の強化のため矯正からお願いすることにつきまして、説明に移りたいと思います。

(1)は、仮釈放の適切かつ弾力的な運用という表現で書かせていただきました。平成16年では、刑務所からの仮釈放率が56.5%、有期刑仮釈放者の刑の執行率は85%から89%を中心に分布しているところですが、先ほども申し述べたとおり、新法の下では処遇の個別化という中で、矯正としてはより有効な矯正処遇に努める所存でございますので、個々の受刑者の資質環境に応じて、適機に仮釈放により社会内処遇に移行させることが適当と認められる者についてはより弾力的に、特に初犯の受刑者などにつきましては早期に仮釈放に乗せることも検討いただきたいということでございます。そのためには、まず矯正の方がもっと個別的な審査に基づいた申請をしなければいけないのではないかという指摘も受けるだろうと思しますので、その辺りは矯正にとっても今後の課題だろうと考えております。また、仮釈放につきまして、受刑者をいずれ釈放する各刑務所としましては、満期釈放で保護観察もない状態で出所させるよりは、できるだけ仮釈放により出所させることが、円滑な社会復帰に有効なのではないかという問題に当面しているところでございます。もちろん仮釈放の要件から見て、それを満たさないことが明らかな者は全く別でございますが、そうした社会復帰に有効という側面からの観点に今後とも御理解を頂いて、仮釈放の運用をお願いできればと思います。

仮釈放の弾力的運用のために重要なのは、釈放後の社会復帰に備えた環境調整だろうと思っております。最近では、福祉的施設との調整が特に重要となるような対象者、高齢者だとか心身に障害、疾病を有する者等が増加しておりますので、この環境調整に保護の機関ができるだけ積極的に関与していただければということで、期待したいところでございます。矯正の方では、特

に遠隔地を帰住予定地とする対象者については、平素交流のない地方自治体や福祉を相手に電話等で折衝することとなりまして、十分な理解・協力を得られなくて難渋するケースが多いということも聞いております。このようなケースについては、地元福祉機関等とのネットワークのある保護観察所の協力・介入によって、活路が開かれる場合があるのではないかと考えております。

それから、レジュメにも挙げました駐在保護観察官の拡充ということでございますが、行刑改革会議の提言にも、駐在保護観察官の体制は、矯正と保護との連携を密にする上で極めて有効なもので、より充実・強化させることを検討すべきであるとされておりまして、仮釈放の積極化の有効活用のための方策としても、非常に重要かと思っておりますので、この施設駐在官の配置の拡充も考えていただければと思っております。現在はB級累犯を入れる10の刑務所と承知しておりますが、今後はA級の初犯の刑務所にも拡充をしていただければと考えております。

次に(2)更生保護施設の充実でございますが、これは仮釈放の問題とも密接に関連いたします。近年、更生保護施設への帰住を希望する者が増加し、受入れ先を確保するまでに繰り返し調整を重ねることも少なくないという状況と承知しております。したがって、更生保護施設の入所枠の量的な拡大とともに、特にこれは極めて難しい問題であると承知はしておりますが、現状では受入れ困難とされる者、病気の者、心身に障害を有する者、高齢者あるいは性犯とか放火犯等の特定の犯罪の者でございますが、あるいは長期受刑者を対象とした更生保護施設の整備・拡充を希望したいということでございます。再犯防止の有効な対策という観点からは、本来専門的な指導や手厚い援助等を要するこれら対象者が、更生保護施設に受入れ先を確保できず、さらに必要な社会的支援を十分得られないまま出所することについては問題があるかと思われまして、また現在の矯正施設被収容者の質的動向を勘案しますと、将来的課題としてはやはりこれらの者が増えていくのではないかとと思っておりますので、そうした観点から更生保護施設の拡充を期待するものでございます。

(3)満期釈放者等の保護でございますが、これも更生保護施設の充実が果たされれば、かなり満期釈放者の保護の改善は達成されると思っておりますが、さらに社会福祉施設との連携においても、更生保護機関の積極的関与をお願いしたいというものでございまして、特に病気の場合、人工透析患者を満期で釈放する場合等もございまして、この人たちは釈放後も直ちに透析療法を継続しないと生命の問題も生じますので、特に身寄りのない場合ですが、引受人のないような人で人工透析という人ですが、病院の入院調整や入院費確保のための福祉的措置等を事前に講じるために今苦労しております。この点についても、保護側の援助が得られれば有り難いということでございます。また刑の執行停止、これは検察官の指揮によって行われるものでございますが、重篤な病状による刑の執行停止の場合もございまして、これも身寄りのない場合、病院の受入れ、生活保護受給につきまして、犯罪者予防更生法第53条に保護措置ができるという規定もございまして、実際にその措置を活用して保護観察所にも介入していただいて、入院に至ったという事例も聞いておりますので、今後ともそうした措置を拡充していただければ有り難いということでございます。

また、若干細かな問題になりますけれども、休日に満期釈放になる者につきまして、保護観察所が閉庁でございますので、休日には更生緊急保護の申出が受け付けられず、対応に困るということも聞いております。具体的な事例としましては、休日の場合に取りあえず更生保護施設に受入れをしていただいて、休日明けに保護観察所に出頭するような措置を講じていただい



たという事例もあるように聞いておりますので、この場合の仕組みについても、今後また改善をしていただければということでございます。

(4) 仮釈放者の情報のフィードバックにつきましては、これは少年院在院者の場合、仮釈放が満了しました時点でその成績等の通知を頂いておりますが、行刑施設から出た者につきましては、まだ体系的にそういう仕組みがございません、そういう状況と認識しております。新法のもとで改善指導の充実・強化を図るわけですが、これが社会内での改善更生に結び付いたかどうかを検証する必要がございますので、特に再犯をした者の情報だけではなくて、再犯に至らなかった成功例についての情報も重要でございます。矯正としまして、このために釈放者にはがきを持たせて、一定期間経過後に記入して返送させるという方法なども検討しておるところでございます。しかし、仮釈放者の場合、刑期満了日まで保護観察官及び保護司さんがかかわっておられますので、その情報についてもフィードバックされる仕組みを検討いただければということでございます。

(5) 被害者に関する情報の充実、「被害者の視点を取り入れた教育」でございますが、これにつきましては、矯正施設が今後被害者の視点を取り入れた教育の充実を図る上でも、また仮釈放申請の審査を適正に進める上でも、被害者等に係る情報が重要な意味を持ちますけれども、矯正施設がこれらを手立は限られており、主に被収容者本人からの聴取に依拠しているという実情でございます。正確で新しい情報を得るには、保護からの情報提供に期待するところが大きいということでございます。現在の環境調整報告書の記載欄は重要な情報源でありますので、その充実を期待しますとともに、昨年12月決定されました犯罪被害者等基本計画に基づいて、保護においては積極的に被害者に関する施策の充実を図っていかれるものと承知しておりますので、この点についても充実を頂ければということでございます。

以上は、おおむね行刑施設をまず念頭に置いております。最後は(6)少年院在院者でございます。(2)の更生保護施設の充実は少年も関係のあるところかと思えますし、あるいは(5)被害者に関する情報の充実は少年院在院者も同様でございます。(6)は、主として特に少年院在院者ということございまして、受刑者に対する保護司の面接ももちろん有効ではあると思いますが、特に少年院在院中の少年に対する担当保護司による面接や通信というのは、従来から行われてはきておりますが、社会性が未熟で、保護観察あるいは保護司についての理解も深まらない少年にとって、在院中から直接に担当保護司と交流を深める機会を持つことは、出院後の生活の具体的なイメージが持てることから、更生意欲を高め、仮退院後の円滑な社会内処遇への移行に極めて有効であると感じているところでございます。これについては、旅費等の問題もあるのかも分かりませんが、何らかの措置により可能な範囲で、保護司の面接が更に積極的に行われるようになることをお願いしたいというものでございます。

以上多岐にわたりまして、つたない説明であったかと思いますが、とりあえず説明として用意してまいりました事項は以上でございます。

野沢座長 ありがとうございます。

山口補佐官からお話は別に頂かなくていいですか。

法務省(矯正局) はい。少年矯正課から聞きました分も含めて、今、説明しましたところでございます。

野沢座長 それでは皆さん方、今の御説明に対する御質問いかがでしょうか。

それでは私から、本年5月までに施行ということで準備をさせていただいていると思っておりますが、

準備の方は万全というか、もう整っておりますでしょうか。例えば、外部交通を許すということになったり、電話をかけてもいいですとか、今までなかったことが幾つか入ってきていますね。これに対する施設の準備、それから何よりもこの行刑施設の中における職員の皆様に趣旨の徹底が図られないと、混乱が起こるといけないと思うのですが、その辺はよろしいですか。

法務省（矯正局） 鋭意進めてきておりまして、現場施設にも逐一情報を流してまいりました。現在対外的に成案を発表できるまでの段階には至っておりませんが、素案の段階で、現場施設にも、あるいは矯正管区にも情報を提供しながら、できるだけ研修を進めてきておりまして、これから準備の最終段階になるところかと思っております。

今月の末にも各施設、主要な施設の処遇部長を集めた協議会等も計画しておりますし、今年度中にも現場施設の処遇の監督者を集めた研修を何度かにわたり計画しまして、趣旨の徹底を図り、省令、訓令、通達等の案をまとめると同時に研修も進めているという状況でございます。

野沢座長 この個別具体的な課題につきまして、いつからこのように変わりますよという、受刑者に対するお知らせはどういうふうになさるのですか。

法務省（矯正局） そこまでまだ方法は確定しておりませんが、何らかの方法で受刑者についても、改正内容の誤解がないような方法をとって、周知の措置はしなければいけないと思っております。

野沢座長 その辺をひとつ有効に利用し、なるほどよくなったなという受け取り方になるようにしていただければと思います。特に保護の方からのお話としては、例えば矯正処遇を受けながらハローワークとの連携をとるような話も今持ち上がっておりますので、そんなことも含め、これは相当連携プレーが大事になるかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

榊井委員 新法が5月から施行されるわけですがけれども、処遇が今後は個別化されるというところが特徴になりますよね。それで個別化ということ、インセンティブを加えた個別化ということですがけれども、これはそこにおける成果というか状況というのが、仮釈放を含めた後の保護の方にとって非常に重要な情報にもなり、仮釈放の条件にもなっていくかと思うのですが、その辺のことも念頭に置かれているのか。例えば、矯正からの要望で、仮釈放者の情報のフィードバックということで、出た人の情報と言っているけれども、むしろそちらの内部から保護の方への、そういう個別化する中での情報が重要だと思うのですが、そこがどうなのかと。これが一点。

もう一つは、有り体な話、今おっしゃったように刑務所が満杯であると。収容率130%、150%ということで、それはよく承知しているのですが、この一杯になっているということが矯正の要望で、仮釈放の適切かつ弾力的な運用と、これ言葉はいいのですけれども、中が一杯だということで、やはり出せるものは早く出したいと、これは物理的にもそうだと、そういうふうな内部圧力はないのか。どうなのでしょう。

法務省（矯正局） 一番目の受刑者の処遇に関する情報でございますが、これはできるだけ処遇制度が変わったということや、あるいは受刑者の個別の情報につきましても、必要な情報は更生保護関係機関の方に伝達していきたいと考えております。先ほど保護局から説明のありましたプロジェクトチーム等の中でも、処遇の効果を検証することが大事だということで、どういう処遇をしたかということとその後の再犯がどのように相関しておるかという研究をする上でも、矯正と保護、あるいは検察も含めてですが、情報を電子情報で共有する仕組みが必要

ではないかということで、今検討されております。まだ検討段階ではございますが、そのような仕組みができましたら、より迅速に各受刑者のいろいろな個々の情報を、お互いに把握することが便利になるのではないかと考えております。先ほどは、こちらからの要望として、一方的に仮釈放終了後の情報のフィードバックということを申し上げましたが、そういう共有の仕組みができれば、これも簡単にできることになるのかなと思っております。

それから、仮釈放の適正かつ弾力的な運用ということでございますが、言うまでもなく、これは過剰収容だから早く仮釈放をして外に出していただきたいという話ではございませんので、そこは個々の受刑者につきまして、刑務所でも的確に申請の審査をいたしまして、地方更生保護委員会でも個々の受刑者に即して適正に審理を頂いて、仮釈放を有効に使いながら社会復帰に役立てるという考えでございます。

佐藤委員 三点質問がございます。まず一点目ですけれども、その一点目の質問の前に、ちょっと教えていただきたいのですけれども、A級、B級の別があるということですが、具体的にはどこのどういう施設がA級で、どこのどういう施設がB級なのですか。

法務省（矯正局） A級というのは、定義上は犯罪傾向が進んでいない受刑者を収容することです。例えば川越少年刑務所でありますとか、黒羽刑務所でありますとか、静岡刑務所であります。B級は犯罪傾向の進んでいるものということでございますので、府中刑務所、大阪刑務所、宮城刑務所、福岡刑務所、名古屋刑務所、そんなところでございます。

佐藤委員 それで、このA級とB級では、再犯率に違いが認められているのですか。

法務省（矯正局） はい。これは再入所率を取りましても、その違いは出てきております。ちょっと数字は、申し訳ございませんが、直ちには用意してまいりませんでした。

佐藤委員 当然B級の方が再犯率が高いということが言えるわけですか。

法務省（矯正局） はい。私どもで調べておりますのは再入所率ということですが、刑務所にどれくらい帰ってくるかという...

佐藤委員 およそ刑務所に再び入ってきたと、こういう意味ですね。

法務省（矯正局） はい。一般的にずっと継続してとっておりますのは、全国の刑務所でどれくらい帰ってきているかという数値です。

佐藤委員 もし分かれば、また後ほど教えてもらいたいのですけれども。

それで、B級の場合には再犯をした者、累犯者が多く収容されている施設だと、こういうことですね。そうしますと、そういうB級の施設において再犯可能性の少ない者を選別するというのは、具体的にはどう識別されておるのですか。

法務省（矯正局） 一番我々が見ておりますのは、日ごろの生活態度、それから作業の態度あるいは規律違反がないかということは常に目にしておりますし、それから例えば、これまでは暴力団関係者ということで何回か刑務所に入ってきている者につきましても、先ほども申し上げました暴力団離脱指導、これはもちろん警察機関と協力してやらせていただいているものですが、これで警察を通じて組長に離脱届等も出しまして、暴力団からも離脱したいと言っている意思が強固であると見受けられる者等もございます。それからさらには、我々刑務所側の審査におきましても、被害者の感情でありますとか、あるいは環境調整報告書を通じてもらっております、保護関係の引受人の状況でありますとか、帰住先の近隣の本人及び家族に対する感情等、それから釈放後の職業とか、生計の見込みが立っているかどうか等もございますので、

これらの審査事項に当てはめまして、仮釈放できる者を選んで申請しているということです。

佐藤委員 二つ目ですけれども、その収容を開始するときに裁判所や検察庁から具体的にはどういう資料が刑務所には送られてくるのですか。

法務省（矯正局） 主としては、判決書の写しが執行指揮書に添付されます。それからさらに、これは検察庁によりましては、処遇に当たっての参考意見を検察官がお書きになるものがございますので、それは頂いております。

佐藤委員 その辺りですか、大体。

そうしますと今度は三つ目の質問ですけれども、仮釈放申請の際に地方更生保護委員会の方に対して提供する資料の範囲なのですけれども、身上調査書以外にどういう観点でどういう資料を送付するようにしておられるのですか。

法務省（矯正局） 仮釈放・保護観察等事件事務規程で決まっているものは、仮出獄申請書というものがございまして、心身の状況でありますとか、量刑処分の状況、悔悟の情、更生意欲、出所後の生活計画等も記載することになりますが、これ以外にも例えば地方更生保護委員会の主査委員の方からお求めがあった場合につきましては、必要に応じまして心理技官が面接した結果等の書類を提出するという場合もあると聞いております。

佐藤委員 その場合に、例えば申請に係る者について収容時、ないしは収容時には認められなくとも検察官等から入所時に送付されてきた資料等の中から、その者について、例えば病気が認められる。それは精神的なものも含めてですけれども、ないしは特異な性向が認められる。しかし冒頭の御説明のように、生活態度はまじめであり、規律違反は一度もない等々の好ましい状況も認められるというときに、そのような仮釈放には不利に働くかもしれないと思われる情報というものも、必ず地方更生保護委員会に提供されていると言えるのですか。

法務省（矯正局） 最初から申しますと、刑務所では分類調査というものをしております、御覧になったこともあるかと思いますが、その中でかなり詳しく本人等の分析等をしました分類調査票というものを作っております。その必要な部分を地方更生保護委員会の委員なり、あるいは準備調査をする保護観察官にも見ていただいておりますので、およそ刑務所の中での処遇経過なり身体状況等につきましては、委員の方で把握できるに必要な資料は見いただいていると思っております。

佐藤委員 以上です。

瀬川委員 本会議のその後の審議もありますので、その前提としてお聞きしたいのですけれども、先ほど仮釈放の申請・審査は分類審査会でやっている、総合評価をしているとおっしゃったのですが、その総合評価をするまでにどういう現実のファクターをどう考慮しているのかを定めた、内規とかマニュアルというものはあるのかないのか。あれば、それはどういう項目か、現実的に実際的に使用されている項目を教えてくださいということが一点。

それから二点目は、先ほど過去の例を参照するという旨の発言をされましたけれども、そうすると、言ってみれば仮釈放の相場という用語があるかも知れませんが、そういうものがあってこういう要素があればこういう仮釈放の時期が適宜であるというふうに判定されているのか、分類審査会で判定されるという相場があるのかどうか、この点いかがでしょうか。

法務省（矯正局） 仮釈放の分類審査会に至りますまでには、各成績評価というものもございまして、担当なりあるいはその上の主任でありますとか、統括でありますとか、項目に照らしましているいろいろな状況をチェックすることはございます。そんなところを取りまとめて

この分類審査会に臨むので、特に担当者はそういうものを、マニュアルというのか、特に仮釈放申請になりますと、審査統括というか、あるいは分類統括という施設もございしますが、その人たちが自分たちの執務の手引きとして使っているというものは、あるのだらうと思います。

それから、希望日の設定につきまして、執行率がどれぐらいというのは、さっきおっしゃったように端的に言えば、ある程度これまで出てきました実績からの相場がありますので、それに対してもう少し積極的に考慮する要素があるのかどうか、あるいはもう少し消極的に考慮する要素があるのかどうかを審査しまして判定しているということです。

瀬川委員 前者と後者の関係なのですからけれども、先ほど成績評価とおっしゃったのですけれども、例えば仮釈放及び保護観察等に関する規則にも、仮釈放許可の基準が書いてありますね。それにのっとって刑務所内で基準を作っているのか、また、もし作っていたとしてそれを公表するというか、各刑務所でこういう基準でやっているということを開明にできませんか。

法務省（矯正局） 各刑務所がつくっている仮釈放申請審査規程というものは、それはオープンにできるのではないかと思います、審査事項としまして、先ほど言われました仮釈放及び保護観察等に関する規則上の四つのほかにも、通達で細かく定めたものがありますので、それらにのっとってやっていけばできるということかなとは思いますが。

瀬川委員 最後にもう一点。その場合に、その評価ということを先ほどからおっしゃっていますけれども、それは点数制という意味なのか主観的な評価なのか。その点はどうですか。

法務省（矯正局） ちょっとそこまですると、各施設で統一したものがございませんので、ある程度の点数みたいなものといいますが、そんなに細かい100点とかではなくて、5段階ぐらいの評価でまとめていたり、あるいは良好・普通あるいは不良ぐらいでまとめていたりするのかなと思いますが、そこは各施設でまちまちです。

堀野委員 駐在保護観察官、今はB級に限られているということでございますね。それで駐在保護観察官は、保護の観点から施設内で一定の役割を果たす。受け入れる側として、駐在保護観察官にどういう基本的な任務と申しますか、役割と申しますか、それを期待し、現実にごどのように連携しておられるのか、その辺はいかがですか。

法務省（矯正局） 施設側として、基本的には仮釈放の準備調査の充実のためにいっしょにということに認識していると思いますが、私もそんなに各施設の実情を詳しく知らないのですが、その前の環境調整等にも活躍していただいたり、施設側の期待としましては、あるいは満期釈放者の保護にも、そこにも御尽力いただければ有り難いという希望は持っているようです、あるいはそういう面でも活躍いただいている保護観察官はいっしょなのではないかと思えます。

堀野委員 仮釈放申請にはかかわっていないという理解をしてよろしいのですか。それとも、準備調査の結果が仮釈放申請に反映されているのかどうか、その辺はいかがですか。

法務省（矯正局） それは、地方更生保護委員会の審査では恐らく当然反映しておられるかと思いますが、施設側が行いますところの仮釈放の申請の審査は、それとはまた別でございますので、駐在保護観察官の方とは別個に独立に申請の審査はしているということです。

本江委員 一言だけお聞きしますが、お聞きしたところによると、かなり過剰拘禁の状態のようですが、なかなか過剰拘禁だからといって、仮釈放を緩めるということにはならないのだと思いますが、今後、矯正局の方の見通しとして、現在の収容者の数はどの程度増えていくという見通しなのか、新しい刑務所を建設するという計画はお持ちなのか、また仮に当面計画し

た施設が建設された場合に、この収容率というのは下がる可能性があるのかどうか。この辺の見通しだけちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

法務省（矯正局） 近くには、平成19年度から新しく3施設の開設が予定されておりまして、一つは山口県美祿のPFI経営の所でございます、この収容人員が1,000名です。それから喜連川に刑務所が建ちまして、この収容人員が2,000人でございます。さらに、加古川、現在も加古川刑務所というのが一つあるのですが、それと少し離れたところに新しい刑務所を建てるという計画、この収容定員が1,000人規模ということでございまして、これが立ち上がれば過剰収容が完全に解消するというまでのめどは立っておりませんが、今よりは多少収容率は緩和されるのではないかという見通しでございます。

現実の収容人員予測もなかなか正確にはでき難いところですが、一応その平成19年度の3施設が立ち上がれば、収容能力の面ではかなり緩和はされるだろうというところでございます。ただ問題は、また職員の問題がございまして、今年度、来年度も刑務官の増員、純増で200人以上は頂いているところですが、この3施設を立ち上げるとなると、民間委託等も考えてはおりますが、なかなかその辺は今後まだ厳しいという見通しです。

野沢座長 犯罪自身の認知件数は、確かここ数年連続して減っているのでしたね。3年連続、平成14年度がとにかくピークで、平成15年度、平成16年度、平成17年度と大分減ってきたように、この犯罪白書の方の傾向ではいっていますけれども、どうでしょう、その辺は。

法務省（矯正局） むしろ私より詳しい方がたくさんおられると思いますが、認知件数は減っていますが、検挙件数とか、検挙人員の方は減っていないということだと思います。

野沢座長 だから、結局、刑務所でお世話になる方自身はそんなに減らないということですか。

法務省（矯正局） はい。

野沢座長 全体としては、減る傾向に来ているという、うれしい情報もあるのですがね。

佐伯委員 被害者感情の考慮というのは、通達で仮釈放の申請のための審査で考慮することとなっておりますけれども、先ほどのお話ですと、刑務所の方で独自に被害者の感情を調べることはなくて、受刑者を通じて、あるいは環境調整報告書などから情報を得ているということによろしいのでしょうか。

それからもう一つお伺いしたいのは、矯正施設と地方更生保護委員会との役割分担として、刑務所における審査においては、矯正教育の効果あるいは再犯のおそれのみを判断して、被害者感情ですとか、あるいは社会感情というものは地方更生保護委員会の方で考慮すればいいようにも思えるのですけれども、その点はどう思われますでしょうか。

法務省（矯正局） 最初の質問につきましては、刑務所が直接被害者の方を調査するすべもございませんので、本人からの情報と環境調整報告書からの情報に頼っているということでございます。

二番目の質問につきましては、これは仮釈放及び保護観察等に関する規則がやはり定めていますように、刑務所は中の処遇の状況だけで審査し、申請すればいいとはなっておりませんので、やはり被害者感情等も含めて、申請の際に審査をしなければいけないと考えます。

佐伯委員 今の制度はそうなのですかけれども、将来のあり方として、そういう情報を独自に持っていないにもかかわらず、社会の感情ですとか、被害者の感情まで考慮して、矯正の方で申請を控えるという制度は、何か二重に考慮しているようにも思えますし、その専門でないこ

とを判断しているというところとちょっと失礼ですけども、そのような気もするのですが。

法務省（矯正局） 刑務所から社会復帰させることにつきまして、刑務所で直接情報を得ていなくても判断しなければいけない事項は、被害者感情だけではなくて引受人の状況等もございまして、その辺を全く排除して申請するというのは、余り現実的ではないのではないかと気がいたします。

金平座長代理 一点だけお願いします。先ほど仮釈放については、分類審査会で総合評価をしているということがございますね。再犯と言わないで再入所者とおっしゃいましたけれども、もちろん再入所者は仮釈放だけではなくて満期釈放の方もいらっしゃるわけですけども、この再入所者に対する、分類審査会とかそういうふうなところで、もう一回総合評価というのも変ですけども、調査とか何かそういう直接処遇にはかかわらないかもしれませんが、何かそういう試みでもなさっていらっしゃるのでしょうか。

法務省（矯正局） 再入所してきた人につきましては、これから刑を執行しまして処遇をしなければいけませんので、最初から分類の調査をやり直します。

金平座長代理 分類調査を最初からするわけですね。

法務省（矯正局） はい。ですから、特にそこで重要になりますのは、以前いたときまでの情報はこれまでの分類調査等で既に刑務所に残っており、よその刑務所から取り寄せればいいことですので、新しく調査事項として中心になりますのは、刑務所を出てからどんな生活をして今回の犯罪に至って、この刑務所あるいはどこかの刑務所に戻ってきたかという、その辺のところが一番重要になります。その辺はじっくり調べるところでございます。

金平座長代理 そうですか。ただ、そうすると仮釈放がなくても分類審査はいろいろなさされていらっしゃるわけですから、再入所する者に対する、以前の分類審査ともう一つ総合的な調査には、やはり再入所者の防止のために何か工夫はあるのでしょうか。

法務省（矯正局） 必要な情報としましては、以前までの行刑施設で、仮釈放申請にするまでの経緯の情報も持っていますので、特に以前仮釈放で出たにもかかわらず、また刑務所に戻ってきているという人については、やはりそういう面ではその点を慎重にといいますか、また今回仮釈放にしても...という面もございまして。ただ、仮釈放期間中に取消しになっている率となりますとごくわずかなものですから、一応仮釈放期間だけは無事満了して、その後何年かして再犯に至った者もおりますので、その辺は個々の事例に応じてまちまちも分かりませんが、一般的には一度仮釈放で出してもまた戻ってきている者につきましては、仮釈放の申請の審査も厳しくなるということです。

金平座長代理 前回のときの審査の中に、再犯への予測指標みたいなものは発見されるものなのでしょうか。

法務省（矯正局） 再犯の予測指標というのは、まだ何が再犯に結び付くかという、そのところの調査研究をこれからやろうというぐらいの段階でございますので、これが再犯の予測要因だと確定したものは把握できておりませんので、諸外国の状況から見ても、何が再犯予測要因かというのはなかなか難しいことだと思います。

瀬川委員 先ほど澤田課長がおっしゃった、仮釈放の申請を実際に刑務所で審査しているときの通達ですね。それはもしよければ後で皆に配っていただけないでしょうか。我々は四つの基準でしかずっと議論していませんので、通達でどう書いてあるのか、その点いかがでしょうか。

法務省（矯正局） 矯正局の通達というか、依命通達です。

瀬川委員 これ以外にありませんか。これ以外というか、もう少し具体的に四つの基準をもう少し拡大したというか、適応に当たってこういう基準でやっているというものは、これ以外にないのかどうか。

法務省（矯正局） 内規としては定めたものがありますが、通達の審査事項というのがありますので、大体これと同じようなものが入っているものが多いという感じです。

瀬川委員 そうすると、刑務所の内規というのは、この通達に基づいて作られていると考えていいですか。

法務省（矯正局） そうです。

瀬川委員 分かりました。

本江委員 一点だけお聞きしますが、今、金平委員からお話のあった、その再犯防止の観点から、分類調査されるときに刑事事件記録というものはどうして参考にされないのでしょうか。私はいつも申し上げているのですが、警察の捜査、検察官による捜査の過程では、その事件に至る経過がずっと日を追って書いてあって、心の微妙な動きが書いてあって、犯罪に至る瞬間の心の動き、終わった直後の心の動き、そういうものがずっと事細かに調書にとってあります。犯罪が起こるぞ、起こるぞという兆候が、こういうところに出るのだよということは、調書に全部書いてあるのです。それを更生保護官署も一切その刑事事件記録を使わないし、矯正官署も歴史的にはこの刑事事件記録というものを使わない。警察が非常に苦労されてものすごい人数と時間をかけて犯罪に至る経緯を捜査しているにもかかわらず、これが全部、事件が終わると同時に検察庁の倉庫に眠ってしまっているのです。これを再犯防止に役立てるとすれば、地方更生保護委員会の委員の人も、読めばものすごく参考になると思うのですが、どうしてこの刑事事件記録を参考にされないのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。私は、刑が確定すれば、実刑になった者の刑事事件記録は矯正官署に行き、釈放するときには保護観察所に行くべきだと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

法務省（矯正局） 確か仮釈放及び保護観察等に関する規則には、仮釈放の申請審査でも必要であれば刑事事件記録を閲覧するような規定もあったかと思いますが、実際のところはそれほど利用してはおりません。なぜかと言われるとあれなのですが、現実に処遇をすべき人間がそのままいて、その者から聴けるということだけでは足りないのかも分かりませんが、それを見なくて済むという確たる根拠等を考えているというよりは、余り思い至らないといえますが、ちょっとそこまで手が回らないという現状なのだと思います。

本江委員 時間がないというのは分かりますけれども、私は検察官を長いことやったのですが、実際のところ、逮捕した直後あるいは勾留して5日目ぐらいまでは、外部にあらわす顔としては殻をかぶった人間である。それを一生懸命説得して、ほぐしてほぐして心の底まで吐露させるのにやはり10日、15日とかかかっていくわけです。やっと出てきた心の奥のどろどろしたものが、調書にずっと書き込んであるわけです。それが本当の真相なのです。それが確定し、裁判所から出てほかの官署へ行ったときに、そのどろどろしたものが、きれいな心のまま次の官署のところでそのまま出てくるかということ、それは全く逆であって、もう一度元に戻るわけです。それをまた10日なり、15日なり付きっきりで心の底まで洗い出せるほどの力を持っていればいけれども、そんな時間もないだろうし、記録を読めば10分で済むことだろうと思うのです。是非、私としては御検討願いたいと思います。



野沢座長 大事な課題ですね。

大体御意見も一巡したようでございますので、ここで一応打ち切りまして、また後ほど同じ課題が出てくると思いますので、そこでまた御議論をいただければと思います。

3時半になりますので、もし何でしたらここで5分ほど休んで一服しまして、後半の大事なテーマに移りたいと思います。

〔記者退室〕

(休憩)

### 3. 仮釈放のあり方等について(意見交換)

野沢座長 それでは議論を再開したいと思います。

これから、仮釈放のあり方等についての意見交換に入りたいと思います。まず、仮釈放の現状と理念というところから入りたいと思っておりますが、委員の方々どうでしょうか。忌憚ない御意見をよろしくお願いいたします。

事務局 事務局でございます。若干補足して御説明させていただければと思います。

本日の御議論では、仮釈放の意義とか理念、そういう大きなところを御議論いただければと考えておりますが、今後も仮釈放制度というのは本当に必要なのか、あるいは裁判所ではない別の機関が判断をするという今の制度でこれからもよいのか、あるいはその判断者である地方更生保護委員会が法務省の一つの機関であるという位置付けでよいのか、そういった大きなところもさかのぼって御議論いただければ幸いです。

以上でございます。

野沢座長 日本の場合には、裁判所でなくて、いわゆる今の地方更生保護委員会で決めるという仕組みになっていて、この間も大宮で現場も御覧いただいた状況でございます。

とりあえず、入口のところを私の方から申し上げたいと思うのですが、そもそもこの有識者会議が立ち上がった一つのきっかけといいますか、理由の一つが、再犯を起こすようなおそれのある者が仮釈放になっているという実態、これをこのままでいいのかどうかという問題があったわけでございます。したがって、今の仕組みの中で、不適格者が再犯のおそれある者をも含めて仮釈放になってしまっている、この状況をどう改善したらいいかと。これについては、相当やはり皆で議論をした上で、できるだけそういった人が食い止められるような仕組みが必要ではないかと思えます。しかも、その判断が、客観的に後から検証できるようなものになっていることが一番いいのではないかなと思えます。

合わせまして、先ほど矯正の方のお話も頂きましたけれども、適格者が漏れている心配がないかと。やはり、この人を早く出したら立ち直りも早いだらうという方が漏れていたのでは、これまた仮釈放制度の意義が失われる。そういった漏れがないようにする意味で、要するに努力をし、行いを正せば、仮釈放のチャンスが来るのだということを一つの励みにして、受刑者の皆様に毎日を過ごしていただく。あるいは望んで立ち直りの予定計画を作って実行していくという改善、改良、努力の余地があるのだということを、全受刑者に対してある程度開示しな

がら進めたらどうか。権利というわけにはいかないでしょうけれども、可能性という意味での希望を、やはり私は受刑者の方々に指し示していくことは必要ではないかなと思っておるところでございます。

佐藤委員 今座長がお示しになったことと、ちょっとずれてしまうかもしれませんが、関連して申しておきたいと思うのですけれども。

よく分からないなと思いますのは、受刑者の円滑な社会復帰を促進するということと、その受刑者の更生を促進するということとはどういう関係なのかなと。円滑な社会復帰を促進するというのであれば、出所する者は仮釈放であろうが満期であろうが、一定の社会内処遇をすることが有効であろうと思います。しかし、そうすると保護観察に付すということに果たしてなるのだろうか。保護観察では本人の更生と再犯の防止を進めていくべき任務を負っている。それとソフトランディング、円滑な社会復帰ということがなじむのかどうか。しかし、観念的に区分することはやさしいのかもしれない。この辺りをどうとらえていくべきなのかということ、ひとつ思います。それは、今、座長がおっしゃったようなことと兼ね合わせますと、果たしてそれを本人たちにどのように示していくことができるのかということかなと思います。

また、それとの関連で申し上げますと、例えば「再犯のおそれの高い者は仮釈放しない」というのは、私は正にそのとおりだと思うのですが、先ほどの矯正の御説明の中で感ずることですけれども、実際には刑務所の中における日常生活のまじめさであるとか、あるいは規律違反のあるなしであるとか、あるいは刑務官の指示命令に従っているかどうかとか、そういう生活態度というもので判断されざるを得ないといいたしますと、再犯のおそれの高い低いというのは一体どうやって判断することができるのかということ、自分で言い出しておきながら悩ましい基準だなと思っております。

あれこれ申しましたけれども、そういうことを感じていますので、御議論がなされれば、有り難いと思っております。

堀野委員 やはり議論の中心は、社会内処遇が果たして有効なのか、というところについての確信を持って議論をしていくのか、あるいはそうではないのかで違ってくると思いますけれども、基本的には今までの歴史的な経過からいって、社会内処遇がかなり有効に機能してきたという点においては、恐らくすべての委員の方が同一の意見をお持ちではないかと思うのです。そうすると、さっきの再犯のおそれの高い者を仮釈放しないという、もしこの構成でいくと、結局満期で出しましょうとなるわけで、したがって非常に大きな矛盾にほう着することになるのです。満期で出所したとき、やはり出所した者についての再犯率、これは何が原因かについては科学的には恐らく検証されていないと思いますけれども、少なくとも有効性のある社会内処遇をすべての人に対して適用すべきだという方向での議論というのは必要なのではなからうか。ただ、その場合に、いかにしてそのメリハリをつけるという意味で、そのリスクの高い、ハイリスクの者に対する社会内処遇はどうあるべきかという問題を、反面の問題としてこれを積極的に打ち出さなければいけないだろうと思います。

野沢座長 今、御指摘のとおりで、おそれありということで満期まで置くと、今度は全く野放しになって出て行くという矛盾が出るわけです。ですから、満期になった方でも一定の社会内処遇のトレーニングと人的なかかわり、あるいは職業、住居の保障といったような支援措置を裏付けとして差し上げられるような仕組みを合わせてつくらないと、今のような矛盾になっ

てしまう。結局、結果として今のところ満期の方が再入所率が2割程度も高いという大きな矛盾があるわけですから、やはり私は、できれば満期になった方にもある程度の社会内処遇、少なくとも職業のあっせんとか、住居の保障とか、さらには人的なある程度のかかわり、要するに相談する相手がいるかないかという、そういった最低限の保障だけは何とかがつけてあげられる仕組みを、この際構築したらいかがかなと思うわけです。これは私、座長というよりも意見として申し上げておきたいと思います。

本江委員 ある知人の保護司から、直接私の家に電話がかかってまいりまして、満期出所者に対して保護司が多少とも手助けできるような制度を是非つくってほしいと言われました。元気にやっているかと電話一本かけるだけでもいい。何らかの形でかかわり合いを持って行ってやりたいということでした。この保護司は、ある性犯罪者を受け持っておられて、何と5回性犯罪で逮捕された人だそうです。何回処罰されても、また罪を犯してしまう。こういう人に対しても、保護司はやはり見捨てないで、出てきたら電話一本かけてやりたいのだと。けれども自分にはそういう資格も地位も何もないんだということを悩んでおられました。ですから、そういう制度が何らかの形でできることを、保護司の方々も望んでおられるということをお伝えしておきます。

それが一つと、やはり大きな犯罪になってくると、全員に仮釈放しろという制度は、実際問題ほぼ成立しないだろうと思うのです。どうしても満期出所でない一般国民が許さないという側面は、もう永遠につきまとう問題になると思うのです。ですから満期出所者に対しての、それを更生保護というのかどうかは別にしまして、社会内処遇をするような制度を是非つくるべきだと思います。これは、本人の生活にある意味では干渉することにもなるので、法律で定める以外にはできないと思いますが、是非そうしていただきたいと思います。

ただ、この再犯事件が続いたためにこの有識者会議が立ち上がった原因については、果たして本当にその釈放すべきでない者を釈放したということに対して国民の不満があるのかということをもう一度考えてみると、私はそれもあるかもしれないけれども、それよりもっと問題なのは、やはり釈放後、保護観察の対象になっていて、いろいろ犯罪の兆候があるにもかかわらず、あるいは行方不明になったにもかかわらず、更生保護官署が放置した、あるいは適切な手を差し伸べなかった、あるいは直ちに仮釈放を取り消さなかったという釈放後のところに国民の不満があるのではないかという気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

榎井委員 この理念の問題で、再犯のおそれをどう判断するのかとか、あるいは再犯のおそれは実際はないのにその者を出し漏れした、あるいは出した者が悪いことをまたしたという議論は、それだけでは恐らく余りもう意味がないのだと思うのです。これは不可能だと思うのです、結局は。この問題は、やはり私は理念だけで同時に、例えば満期出所者への対応という感じで、いわゆる法律を含めてどうかやるんだという関連で見た方がよろしいのではないかと思います。結局いろいろな問題を考えていくと、私がおもしろいなと思いますのはアメリカとドイツです。

アメリカは、裁判所がまず刑そのものを宣告すると同時に、それとは別に1年以上5年以下の保護観察、いわゆるプロベーションを付けるということにして。それでしかも、この保護観察期間というのは、拘禁刑の一部ではないという形になっているわけです。ドイツを見ますと、ドイツも裁判所が同一宣告するのですけれども、宣告された刑の3分の2以上を終えると仮釈放の有資格者となり、そこで保護観察期間、裁判所の定めた観察期間を無事に過ごしたら残

余の刑がそこで消える。要するに、インセンティブもある。要するに、日本でどういうふうにしたらいいのか分かりませんが、保護観察期間というのは新たにある程度設けて、そこで何かのインセンティブを与える。そしてその期間に、恐らく今本江委員も御心配の、何か起きればまた刑務所に戻っていただくしかないという制度的な、要するに刑法の改正になるかと思えますけれども、その工夫とこれはミックスしないとどうもならないのではないかと。

ただ、ここだけ抽象的に理念で再犯のおそれや、地方更生保護委員会でどういうふうに行うかということを経験して恐らく結論は出ないので、ここら辺を参考にしながら、やはり仮釈放と刑法を含めた部分をどううまく考え出すか。拘禁刑そのものと保護観察期間というのは別にして同時に宣告するのか、最初から、それにおいては検察側も弁護側も主張しながら、この人の性向や家庭やいろいろなことが分かる中で、裁判官がそこでまず見る。そして恐らく執行された刑務所なり何なり後の段階で見るとということも必要でしょう。ただそれは、それを補足するものというぐらいの位置付けではないかと。やはりここはもうせつかくですから、こちらの大きな刑法的なことまでちょっと考えてみないと、理念の問題だけに終始していたら、全然開けてこないのではないかなと思います。

以上です。

野沢座長 ありがとうございます。大事なことです。いかがですか。

堀野委員 一番最初の正当性という意見について、正当性を議論する意味があるのかという感じは確かにいたします。正当性というのは、やはり仮釈放をすることによって再犯をしない、あるいは仮釈放を誤ることによって再犯をするといったことは、どうやってその段階で検証、担保できるのだろうかと考えれば、基本的には担保する方法はないのではないかと。いっぱいいろいろな客観的な資料を積み重ねるといふ努力をする以外にないだろうと。そうすると、やはりそこに余り私は関心があるわけではなくて、できるだけ慎重にということか、諸基準を、今までの経過をよく見るべきだということとも言えると思えますけれども、むしろ透明性の方に重点を置いて考えています。

それで、先ほど出ましたアメリカとドイツの制度ですが、それについて一言いいますと、アメリカの制度で裁判官の判決でもってまず刑期を決めて、そして、その後に保護観察に付するということは、判決の段階でそれを予測することは可能なのだろうかという問題もあろうかと思えます。その何年かの刑期そのものが矯正期間である以上、そこでどのような効果があり、効果がないかということ、その段階では裁判所は予測できないだろう。むしろこのドイツの方がおもしろいなと思えます。私の率直な意見ですけれども。

野沢座長 ありがとうございます。

確かに、保護の領域の中だけで地方更生保護委員会の構成をどうする、あるいはデータをどうそろえる、それからその保護観察をどう強化する、いろいろあろうかと思えますが、それだけでは解決できないという御指摘はそのとおりだと思います。しかし、今の制度の中でもやれることがまだ幾つかあるのではないかと思います。その両方の視点から、大きな視点ともう一つは現行の制度の中で改善できること、した方がいいこと、しなければならないこともひとつひとつ出していっていただければと思います。

佐伯委員 アメリカの制度についてですけれども、確かに言渡しのときに予測できるのかという問題はあるのですが、アメリカの制度のメリットは刑罰として判決の時点で言い渡されているので、自由の制限の根拠があるという点だと思うのです。また、言い渡されているから必

ず執行しなければいけないというわけではなくて、刑期が終わった時点でもう保護観察の必要はないと判断されれば、執行する必要はないのだろうと思います。言い渡しておかないで必要性があるからということで、何らかの自由の制限を伴う保護観察あるいは更生保護を行おうとすると、やはり理念的な問題が起こってくるので、そこを回避する手段として、アメリカのような制度も考えられるのかなという気がいたします。

社会内処遇が望ましいという前提と、それを行うだけの資源があるということを前提とすれば、私は必要的仮釈放制度というのは望ましいものだと思いますし、それを実現する方法として、刑期の中で仮釈放という説明をするのか、アメリカのように刑期プラス保護観察という説明をするのかは、説明の問題だろうと思います。

野沢座長 どうですか。

私は、たまたま保護司の皆様とも何人かお知り合いがあるのですが、大変な人格者でしかも社会的努力、それから影響力を持って、相当その献身的にこの分野の仕事をしていただいている、これが大多数の方だと思うのです。これはもう、しかも歴史もあって伝統もあってという、まさに社会内処遇の担い手としては、大変なこれは私、財産だと思うのです。この方々のやはり存在と今後の可能性を考えますと、やはりできるだけそういった方々の影響が、できれば全受刑者といえますか、出所者に影響が及ぶことが、立ち直り、復活に大きく寄与するのではないかと思っているわけなのですが。その意味でも仮釈放の方だけ、あるいは保護観察付執行猶予の言渡しを受けた方だけしか、その力を利用できないというのはもったいない話だと思うのです。何とか全受刑者、満期の方も含めて、そういった立派な方々の人格的影響を及ぼしていける道を開いたらどうかなと思います。

ですから、基本的にはもう刑法の改正でも何でも、必要なことはやっただいいのではないかなと思うわけです。そして同時に、今の制度の中でもまだまだ工夫することが相当あるような気もいたします。地方更生保護委員会も、もうちょっと開かれた委員会にするということですね。そしてその再犯の防止ということと本人の立ち直りということは、結局紙の表裏みたいなものですから、そのこととを考えると、何としてもやはり立ち直り、復活ということを前提に置きながらも、再犯防止という国民の皆様への期待にもこたえていける答えが出せないかなと思っておるわけでございます。

瀬川委員 少し議論が、私の感じからと言うと膨らみすぎているのではないかと思うのです。一つは、刑法改正というのは大変な事業なので、今刑法の仕組みを完全に变えて、さらにこの犯罪者予防更生法も変えて、全部変えるということになると、恐らくこの会議の中では決着がつかないと思うのです。ですから、アイデアとしては、その満期出所者に対する今までの欠落点を指摘して、こういう改正がありますよという形の提示は重要だと思いますが、ここで刑法改正を含む大議論をするということになると、まだまだそれだけのデータと資料がないのではないかという気がいたします。

社会内処遇の有効性にすごく疑問を持たれて、本当に役に立っているのかということから、再犯防止に重点を置いた社会内処遇への転換が図られようとする傾向があるわけですがけれども、私はややそこは少しコンサーバティブなところがありまして、社会内処遇というのは本当に全く機能していなくて機能不全に陥っているかということ、そうではないと考えております。むしろ大多数のケースにおいて、保護観察というのはかなり有効に作用していたし、しかも仮釈放も私は作用していたと考えております。この点はややドグマと思われるかも分かりませんが、や

はり仮釈放というものにせよ、保護観察というのにせよ、いわゆる刑事政策の歴史の中ではかなり長い歴史を持ってしかも蓄積されたものですから、最近の重大事犯によってすべてそれが全く無効になるというか、だめなものだとは言えないと考えております。この点はやや保守的かも分かりませんが、こういう立場の者もこの中においていいと思います。そういうふうを考えているということです。

それから、中間報告を見ましても、すごくいろいろな場面に配慮されて優れた中間報告だと思えますけれども、ただやはりトーンが再犯防止に重点を置き過ぎといえますか、何かそこに今までの社会内処遇が全面的に失敗だったと、そういう書きぶりではありませんけれども、そういう印象すら与えかねないところがある。本当にそうなのかということ、やはりここは冷静になって考えるべきだと思っております。ですから、この会議の最初の方に私も言った制度疲労している部分というか、ほころびている部分というか、それが今回の場合、重大再犯の事件というか、その後もここではまだ報告されていませんけれども、その疑いのある事件というのは幾つか出ているわけで、この点は軽視できないと思えますけれども、しかしその前提の、これまで長く積み上げられてきた更生保護というものを、全面的に悪であるとか、失敗だったとは言えないのではないかと思うのです。

ですから、議論を分ける必要があって、刑法改正にかかわる部分というのは、これはこれでアイデアとして我々も勉強して提言したらいいと思えますけれども、同時に現在の社会内処遇を立て直すというか、そのためにはどうするかという方策をもっと具体的に考えるべきだと思います。

堀野委員 社会内処遇の有効性を前提とすれば、やはり一定の期間の社会内処遇が必要だという、要するにただ半月とか1週間とかという社会内処遇では、それはまず意味はないと思うという意味では、一定期間の社会内処遇が確保できる制度を考える必要があるのではないだろうか。具体的にどういうふうなそれを確保していくかという問題は、別途考えなければいけないと思えますけれども、ただ形だけの社会内処遇では意味はないということで、長期受刑者の場合にそれではどれぐらいその期間を与えるべきであるか、あるいは短期の場合はどうかというように、ちょっと分けて具体的に考えていく必要があるのではないだろうかと思えます。

本江委員 おっしゃるとおりだと思うのですが、今の御議論を聞いてみると、結局満期出所者に対する社会内処遇という制度を新たにつくることを提言する以外に方法はないと思うのですね。今までの刑期の範囲内での仮釈放の問題について、今までのやり方がおかしかったと、欠点があったという指摘は、今までどこからも出ていないのではないのでしょうか。ですから、そこを特に私はいじる必要はないのではないかと思うのです。ただ欠けているのは、結局、社会感情からいっても、被害感情からいっても、刑の重大性からいっても、満期出所しかあり得ないという人たちが残っている。その人たちに対して、出所後にソフトランディングさせるための制度が欠けていると、そういう点が浮かび上がっているわけで、それ以外のところは、新たにこの会議でもっていじる必要は、私はないように思うのですけれども。また、どこからも仮釈放のあり方について非難は今までなかったのではないかと思っております。

金平座長代理 私は、社会内処遇というのは本当に有効かと聞かれますと、大変返事に困ってしまう。有効なものもあつたし、有効でないものもあるのです。有効でなかった事例もあつたことは間違いない。したがって、すべての事例に社会内処遇が適当である、と簡単に言うことについては、やはりちょっとここで整理しなくてははいけないかなと思っております。

今は、仮釈放すれば全部社会内処遇と結び付いてしまいますけれども、今言ったように、社会内処遇は有効なものと有効でないものがあるわけですから、仮釈放イコール社会内処遇という今の考え方の整理をどうするかということ、是非ここで考えたい。先ほどから出ていますが、そうすると仮釈放であろうと満期であろうと、もう一つ別個の社会内処遇が有効な事例には満期であろうと付けると。もう一回結び付き直しを、どこかでやればいいのかと思うのですが。

田中委員 満期出所者の社会内処遇が必要だという前提に立てば、その刑期の終わる直前のある期間において、それは仮釈放許可の基準を変えれば多分そうなると思うのですが、必ずそれを受けさせることはできますよね。そんな刑法とか、裁判所の役割を何も変えなくても。

本江委員 刑法の改正は必要はないのですけれども、何かやはり法規的な根拠がないと、要するに法律的には今手が出ないことになっているのでしょうか。いわゆる国としてもできないし、保護司の方々も接近する根拠・法規が全くない状況になっているのだと思うのですね。それは一面から見れば、個人の生活に対する干渉にもなる側面があるものだから、何らかの法律は必要であると。出た後の話ですけれどもね。

瀬川委員 そこが大問題だと思うのです。それをどう理論構成するかというのは、すごくしんどいのではないですか。

本江委員 しかし、法律ができてしまえば、別に何の難しい問題もない。けれども、法律がないとこれは少なくとも保護観察官の方から電話1本かけることさえ問題になる。

瀬川委員 本江委員も法律家ですけれども、刑務所で刑事責任を終えた後にそれに加えて何か負担を加えるということは、やはり理由付けが要ると思います。

田中委員 ですから、ラスト・ワンマイルの前のところでやればいいではないですか。

瀬川委員 必要的仮釈放みたいなんでしょうか。

田中委員 それはどうなのですか。

本江委員 つまり今の中間処遇というのは、それに似たものですか。今、田中委員がおっしゃったこと、実質において。

事務局 中間処遇は、長期刑受刑者の仮釈放直後の1か月間だけ更生保護施設で指導するというものでして、その後またずっと仮釈放が続いてまいりますので、満期出所とはまた大分趣旨が違っておると思います。

事務局長 若干説明させていただきますと、田中委員の言っておられるのは、どちらかというとならば、必要的仮釈放制度に近いイメージだと思うのですが、現行の刑法の規定でいいとしても、「改悛の状があるときは」仮釈放を許すことができるとなっておりますので、刑務所の中で、「自分は全然反省していない」、「悪いことをした覚えはない」、「出たらまたやる」などと、ここまで言っている人間の場合には、いくら何でも「改悛の状がある」とは言えないでしょうから、今の規定では絶対に仮釈放することは認められない、法律上できないですね。ですから、そういう人も、必ず、例えば半年なら半年保護観察に付するんだとの前提で仮釈放をするのであれば、それなりの法改正が必要になるのだらうと思います。

瀬川委員 もし満期出所者に対してさっきおっしゃった社会内処遇をやる場合、法的な構成です、それはどんなことが考えられますか。それはPTで問題になっているのではないですか。

事務局 まだテーマとして考えていこうかという段階でございますので、具体的にどうこう

していくというものが全く見えないのです，すみません。

瀬川委員 観察課長に質問するのはよくないかも分からないのですが，どんな構成が考えられますか。

事務局 確かに，必要的仮釈放にしたり，あるいは裁判の時点で拘禁期間と社会内処遇期間を合わせて裁判すると。外国の制度としてはそういうものがあるかと思います。

野沢座長 1つのイメージといたしまして，今の御疑問に。この監獄法の改正の中で，今までと全く変わってきているのが，例えば通勤してもよろしいとか，電話はかけてもいい，会いに来るのも非常に自由になる，通信の範囲も拡大できている。要するに，これ全体的にそうなのですが，例えば刑期満了の半年前にそういうことで，この方は毎晩帰って来てくれれば昼間は外へ出ていてもいいですよというような処遇は，私は刑法までいなくても，処遇法の方からもアプローチはできるのではないかなと，こんな気がしますね。

瀬川委員 本江委員のおっしゃったことは，その点はどのようなのでしょうか。やはり，私は刑法改正につながると思いますし，もっと言えば，刑罰プラス保安処分のような感じになるように思うのですが，どのようなのでしょうか。

佐伯委員 保安処分というと大問題になりますけれども，アメリカの制度はあくまで刑罰の範囲内，刑事責任の範囲内で一部分は社会内処遇にするとということだろうと思います。例えば5年の刑で最後の6か月は必要的仮釈放だということのと，4年6か月の刑で6か月の社会内処遇が付いているということとは，イコールだと思います。ある制度をつくった場合に，裁判官がどういう行動をとるかは，予測が付きませんので，今も執行猶予を付ける際には，実刑にするよりも刑期が長い傾向があると思うのですけれども，それと同じようなことは起こり得るわけです。理念の問題としては，刑事責任の範囲内での刑罰という説明をする方が望ましいと思いますし，刑法改正というのが現実的かどうかという問題をちょっと置いておきますと，理論的にはどちらの制度も十分あり得るし，実際上の効果としてはどっちをとったらどうなるということとは，必ずしも言えないのではないかという気がしております。

瀬川委員 私もそう結局，本江委員の御意見を好意的に解釈しますと（笑声），委員のおっしゃるのは矯正で終わる分と社会内処遇の部分が全体で刑事責任だと，これでよろしいですか。

本江委員 いや，その辺はまだこれから詰めないといけないとは思いますがね。確かにアメリカのように，判決でもう言い渡してしまう。その範囲内のことだという考え方をするというのも，一つの理論的にははっきりした考え。それでもいいですし，今座長が言われたように，矯正の方でもう対応してしまおうというやり方も一つの方法だと思いますね。もし本当に満期の後ということになると，逆に支援するという観点からの援助のことになるのでしょうかね。だから規制する方向では，なかなか理論化するのは確かに難しいのだとは思いますがね。ほかに方法があれば，アメリカ方式をとるか，矯正方式をとるかを選ぶことになるかもしれませんね。

堀野委員 義務付けでなくて，あくまで支援ということ。

本江委員 そういうことなら，幾らやっても...

榊井委員 義務付けはやらないということになってしまう。

本江委員 結構だと言う人もおるでしょうね。

田中委員 おっしゃるとおりで...

瀬川委員 満期の方がいいという受刑者はたくさんいると思うのですね。仮釈放は要らない



という受刑者がかなり...

事務局長 ちょっと補充して説明させていただきますと、およそどの国の保護観察でも、監督という側面と援助という側面が必ずあると思うのですね。国によって監督の側面が強いところもあれば、援助が強いところもあれば、両方同じぐらいのところもあるだろうと思います。現在の日本のシステムでも、更生緊急保護というのがありまして、その援助の面については、満期出所者についても本人の申出があればできるというシステムになっているわけです。その満期出所者が危険なまま世の中に出て、仕事もなく、住むところもなく再犯を犯すときに、どのような仕組みがあったらいいのかということを経験するわけでありますが、そのときに監督という側面を強化すれば、保安処分という言葉につながりやすいでしょうし、援助という言葉の方を重視していくと比較的受け入れられやすいものになるのかなと思いますけれども、いずれにせよそういうものを見ながら検討していくことになるのだろうと思います。

本江委員 更生緊急保護の観点からは、保護観察所はその法律でいいのでしょうかけれども、保護司とか民間の方々もそれに関与はできるのですか。

事務局 民間の方々ということで言えば、更生保護施設は更生緊急保護の人たちも対応していらしゃいますので、そこは民間の方も対応は可能だと思います。また制度的には、犯罪者予防更生法で、その更生緊急保護の場合でも、民間の方々を含めた適当な団体等に委託ができるという制度はございます。ただ、実際に予算が今ございませんので実施はしておりません。

佐藤委員 質問よろしいですか。

野沢座長 どうぞ。

佐藤委員 今行われている議論は、例えば満期出所者についてそういう社会内処遇の手立てが整備されていれば、本来仮釈放しなくてすむ者を無理やり仮釈放しないでいくことができるのではないかという意味内容も含んだ御議論なのですか。それとも、別の話なのですか。

野沢座長 難しいところですね。しかし、危ない人を出してもらっては困るというのは、率直な国民的感情だろうと思うのです。ただし、それがさっき言ったように、満期になって出てくるともっと問題が出てくる。そここのところにやはりセーフティーネットを一つつくっておかないと、やはり最初の仮釈放を厳しくするということにはつながらないということになってきますね。

ですから、仮釈放の制度は非常にこれは大事な制度ですから、これはこれでしっかり運用し、適切な選択ができるという手段・方法がどうしたら得られるか。そして合わせてそれに達しない人たちに対しても、全く知らないというわけにはいかない。そこを含めての手段・方法・対策を、私どもとしては提言しておく。それが法的に果たしてうまくいくかどうかは課題としてありますけれども、やはりここは自由にものを言いたい場所ですし、どんどんひとつ、そういう意味では積極発言をしていただいて、問題を後に残しても構いません。課題として100%使っていただけるかどうかは分からないけれども、必要なことは言うておくということが大事だと思います。

佐伯委員 お言葉です。現実性とかそういうことを離れて、理念的なことを申し上げますと、満期ということを使うので話がややこしくなるのだと思います。危ないのに早く出すのかとか、刑が終わったのにまた自由の制限をするのかという話になるわけです。全く新しい制度として理念的に考えますと、刑事責任に対応した自由の制限が刑罰として科され、その自由の制限の中で、施設の中で処遇する部分と、施設の外、社会内で処遇する部分とをどのように

ミックスして行うのが最も再犯防止にとって有効かという問題として考えるべきだと思います。それは全部施設内で処遇せざるを得ない人もいるかもしれませんが、最初から施設内での処遇は必要ないという人もいるでしょう。あらかじめ満期というものがあるということを出発点にしますと、国民に対する説明としても非常に危ないのに出すのかということで受け入れ難くなるわけですが、考え方としては今申し上げたように考えるべきではないかと思います。

野沢座長 今のは基本論になるわけですが、そうなるとやはり必要的仮釈放という形で、刑期の中で何らかの社会内処遇的な対応をして、できるだけ世の中に出たときにスムーズにソフトランディングできる仕組みを、今の矯正のあり方を含めてやはり考えなければいけないかなということもありますね。

佐伯委員 おっしゃるとおりです。ただそれだと、今までよりも刑期が短くなるということでもし国民が受け入れ難いとすると、刑期プラス社会内処遇という説明もあり得ると思います。結局は同じことだろうと思います。

野沢座長 ですから、刑期の判断がその分伸びる可能性も出てくる。

佐伯委員 そうかもしれませんね。先ほど事務局長から、出たら明日にも犯罪を行うという例が出されましたが、やはりそれはちょっと極端で、そういう場合には確かに出せないですけれども、普通は、再犯のおそれが高いというのは、もっと低い可能性について使われている言葉だろうという気がいたします。

そういう人は今は満期出所になっているわけですがけれども、犯罪白書の再入率を見ますと、満期出所を出て2年以内に33.9%の方が再入している。再犯をして逮捕されて裁判があって確定して入ってくるわけですから、もっとずっと早く再犯は行っているわけですね。幾ら危険性が高くても、満期になれば出さざるを得ないわけですから、むしろ社会内処遇を付けたトータルとしては安全・安心な社会を確保できるということも、実証は難しいですがあり得る話ですから、必要的仮釈放制度あるいは必ず社会内処遇を付けるという制度も十分考慮に値するように思います。

野沢座長 議論がちょうど満期出所者への対応に実質移っておりますので、これも含めての議論ということで続けていただきたいと思います。

榊井委員 結局ですね、佐伯先生のおっしゃるように、刑務所に満期一杯いて出てくるという問題と、社会に出て、保護観察という中で、従来よりこれからいろいろな施設を含めて体制を強化していくという中で、特にその重点的に目が届くという期間を経て、それでもし何かあればまた戻るよと。これは恐らく必要なことなのだろうと思います。その際、私が思うに、今仮釈放があって、要するに刑の期間が来れば、そこで残余の刑というのは消えるわけですよ、結局。それで満期直前に出て残り2か月というところで仮釈放しても、その保護観察期間は2か月と。これではほとんど意味はないということですよ。

これをいかに意味があるようにするかというので、法律の改正は難しいのですが、残余の期間という考え方を、これがドイツではないけれども、ある観察期間を経ないとそれが消えない、残っているのだという形でしておくことは、制度として考え得るのかどうか、更生の仕方として。本格的な裁判所で執行するという形を含めて、刑の宣告を含めて刑法の改正の難しいところ、あるいは係争にしてもそれを避けてやる方法はないのか。

堀野委員 中途の執行猶予というのがありますね、中間の。

本江委員 刑法理論も入ってきている。あれはまた難しい。

堀野委員 膨らみすぎ。いや、おもしろいと思うのですよ。

瀬川委員 二つの考え方があって、残刑期間主義というのと、もう一つ考試期間主義があって、考試主義、考試期間を与えて一定の期間を確保するという考え方もあり得ると思います。ただ我が国は残刑期間だという形で定着して、通説になっています。もし変えたとしたら、さっきおっしゃったような仕組み、最初に裁判官が刑務所の期間はこれだけ、保護観察はこれだけと決める方がすっきりし、刑事責任を明確にしますので、その方が法的安定性という点でも望ましいと思います。

野沢座長 仮釈放者及び満期出所者のいずれについても、改善更生及び再犯防止のために十分な指導・支援等を行う必要がある。満期出所者に対する指導・支援の仕組みを更生保護分野だけでなく、広く関係機関において早急に検討すべきである、と提言だけはこういう提言をしておいて、これをどこがやるかと、当会議ではちょっと手に余るということであったとしても、これは言うておかないと正に大事な部分が欠落するということになりますから。

法務省 法務大臣がいらっしゃらないので、先ほど来ちょっとお言葉の中に出てきたPTの状況について、私が説明するのが適当かどうか分からないのですが御説明しますと、収容者の適正化を図るという法務大臣のPTあるいは法務大臣政務官が出席されている再犯防止のPT、いずれでもこの有識者会議の御議論を踏まえて、象徴的な意味で満期出所者、つまり従来刑事責任を果たし終えて社会にお返しせざるを得なくなった人たち、この人たちの再犯をどう防止するか、あるいはどう支援するかということは検討のテーマに含まれております。

その検討の際に、法務大臣からは、従来の法務省の所掌事務というか、垣根にとらわれずに、従来満期なり、その刑事責任を果たし終えた人については、社会政策の問題であり、労働政策の問題であり、文教政策の問題であるとされていましたが、そういうことにこだわらずに考えるというのが一つであり、あるいは先ほど来の御議論に出ていましたとおり刑法、あるいは刑事訴訟法、あるいは犯罪者予防更生法、そういった基本法例の改正が必要かどうかにとらわれずに、昨年来の有識者会議で御議論のあった問題点をどう考えるか議論しなさいという姿勢でいるところであります。ただPTでは、まだ検討が途上であると承知していますので、私の立場からも確たることは言えませんけれども、仮に刑罰の中でやるとしても、その必要的仮釈放というあり方も視野に入っているようでありまして、あるいは判決の際に従来の懲役刑プラス指導観察期間を考えるということも、まだブレインストーミング的でありますけれども検討されているところであります。この有識者会議内で更に御議論をいろいろ頂ければ、そちらのPTの議論がより充実するだろうと考えておるところでございます。

野沢座長 ですから、必要なことは言うておくということで。

法務省 是非その意味で、座長のおっしゃるとおりであろうかと思えます。

野沢座長 それがどこまで使ってもらえるかはございませうがね。

そこで時間も大分来ていますので、今までの御議論を参考にしながら、次のまた問題に入りたいと思います。仮釈放の許可基準ですね、具体的に仮釈放の許可をどうするか。それから審理のあり方、これもまた今までももう既に相当議論していただいておりますが、さらには仮釈放の対象・時期を御議論いただければ有り難いと思います。

まずは、この今の許可基準が抽象的と言われておりますが、本当にいいのかどうかということもあり、先ほどこの通達の御説明もございましたが、まだまだこれで十分なのか、あるいはこれはもうこれ以上限界があるのか、ここらについての御議論を頂ければ有り難いなと思いま

す。

佐藤委員 また質問で恐縮なのですが、是非教えていただきたいのですが、この刑法の「改悛の状があるとき」というのは、どこまでを意味しているのですかね。これを仮釈放及び保護観察等に関する規則の第32条の仮釈放許可の基準に四項目がありますね。この四項目は、刑法に従う以上は、この改悛の状に含まれていると言わざるを得ないのしょうから、再犯のおそれがない者も入っていることになるわけですね、改悛の状に。そうすると、この部分がそれほど広い概念だとするならば、余りこの改悛の状というところにこだわる、刑法改正に関してはですよ、こだわる必要がなさそうに思いますけれども、どうなのですかね。

野沢座長 どうですか。改悛の状というのは、どういう具体的な、例えば行動・行為あるいはその一つの誓いといいますか、宣誓みたいなもので形が残されるのかどうか。その辺いかがでしょう。

事務局 なかなか難しい問題でございますけれども、この改悛の状を一般的といいますか、私どもの理解では、この悔悟の情、本人の外部に現れた客観的な状況によって判断されるもの、それからもう少し内面的な問題も含めた更生意欲がある、そしてさらにそれを総合して再犯のおそれがないというのが改悛の状ということだと理解しております。

佐藤委員 そうすると、再犯のおそれがある場合には、改悛の状はないと判断しているということですか。それとはかわりないということですか。

事務局 確かに結果として悔悟の情と更生意欲があり、結果としてそれが再犯のおそれがないということであろうかと思っております。

本江委員 どうでしょうか。この仮釈放許可の基準の問題というのは、現在この有識者会議が発足したもともとの原因のところの問題になった点なのではないでしょうか。今まで仮釈放が早すぎるとか、遅すぎるとか、不公平だとか、そういう批判を受けた何かあったのでしょうか。仮釈放については余り、地方更生保護委員会の委員構成をもう少しオープンなものにした方がいいということは、時代の流れですから私はそれは是非すべきだと思いますけれども、今までやってきた仮釈放について、もうちょっと分析して透明化しろとか、基準を明確にしろという要求が今の日本の社会の中にあるのかどうか、私は疑問なのです。

むしろ、もっと保護司の問題とか、更生保護施設の問題とか、あるいは保護観察官のあり方とか、そちらの方に時間を割くべきだと私は考えるのですけれどもね。この仮釈放許可の基準の問題を突っ込んでいくと、正面からこれをやると1年ぐらいかかると思うのですよね。ですから、そこのところはここで議論する必要があるのかどうか、非常に疑問に思うのです。むしろ従来どおり仮釈放はやっていただいて、保護観察がどうあるべきかということ、正面から議論していただくことが大切なのではないかと思っております。そこで抜けているのが、いわゆる満期で出てきた人たちをどうソフトランディングさせるかということが、実践的な課題であるのではないかと思うのですけれども。

野沢座長 具体的にこうしたらよくなるという提案がなければ、やはり現状を評価して、それを更に工夫するということになってきますね。御指摘のような方向に行くかと思っております。ただそこではっきり再犯のおそれのある者は、やはり出しては困るということは、これはこの際指摘しておく必要があって、それをそれでは具体的にどのように条件として担保するか、あるいは書類として残すかということは、なかなかこれ難しいですね。課題として残ると思いますね。今までの実際の事例を見ると、再犯のときに非常に衝動的な形で問題を起こしている

ということですから、そういうのを事前に予測するということは大変難しいことだろうと思うし、あるいは一般的な基準で果たしていけるかどうか、そこが問題ですから、やはり保護観察なりその後の処遇の方で歯止めをかけていく方が現実的でもあり、効果も期待できるという気はいたしますね。とにかくよりよいものにしていくという意味で、これから工夫・努力をしていただくということは言うておく必要があるかと思いますが。

事務局長 よろしいですか。

野沢座長 どうぞ。

事務局長 この基準の点につきましては、昨年来の国会審議の過程で、仮釈放になって9日目に赤ちゃんを殺した事件に関しまして、仮釈放及び保護観察等に関する規則の第32条に該当するということで釈放になったわけけれども、現実に再犯を犯したということは、仮釈放の決定を行った地方更生保護委員会の判断は誤りであったのかと、こういう御指摘を頂いたことがありました。

そういう観点で見ますと、この「再犯のおそれがないと認められること」という要件に關しましては、結果からさかのぼってみると、そのような御指摘を受ける可能性が高い要件だと思っています。そのような意味で、今のような規定の仕方でのいいのかというのは、御検討していただく価値があるかと思っています。

野沢座長 いずれにしても、仮釈放をした方も何か数年のうちに約4割近く再犯に走っているという実態・実績があるわけですね。そうすると、今の規定そのものもある意味では空文になっているということが出てきてしまう。ただそれをここで旗を降ろしていいのかどうかということになりますからね。あくまでこれは目標であり理想かもしれませんが、やはりそれをこの際旗を降ろしたら、もっとひどくなるという心配はありますね。

本江委員 今の事例では、やはりそれでも釈放すべきだという立場なのですか。それとも仮釈放の基準が間違っていて、基準を改めるべきということになるのか、どちらの方向で今後考えていくべきなのですかね。未来の予測の問題ですから、それはたまには予測が外れることはあるけれども、だからといって基準を変えるべきかどうかというのはまた別な問題だろうと思うのです。今のところその基準を変えるべきだという事件が、本当にあるのかどうか。私はむしろ先ほども言ったように、仮釈放のときに刑事事件記録をよく読んだら、危険性というのはもっと具体的に分かってくる。仮釈放のあり方の問題でとりあえず対応するというのを考えて、この仮釈放及び保護観察等に関する規則とかそういうものをいじるところまではいいのではないのかと思うのです。いかがですか。

瀬川委員 本江委員に反論なのですけれども（笑声）。仮釈放制度は問題がないということですが、私はかなり問題があると思っています。まず実態と法文、そのそごがある。再犯のおそれ、ほかの基準もそうで、実際そのとおり行われているかどうかという検証はやはり必要だと思っています。そのとおりしていないのに法律にそれが書いてある、規則に書くというのはいかななものか、その点で法規としてきちんとそれは規定すべきだと。受刑者の利益にかかわることですから、当然それはそうやるべきだと思います。

それから、仮釈放を議論することが全く意味がないということは、私はないと思います。それはなぜかといいますと、もちろんさっきからずっと議論になっていますように、満期釈放と比較して、仮に釈放して一定のトレーニング期間を持つということは重大な意味があるわけです。実際いろいろな効果をこれまで持ってきたわけですから、仮釈放の全否定にはつながるよ

うな議論はすべきではないと考えています。

それからもう一つ、仮釈放というのは、受刑者自身にも非常に大きな意味を持つわけですから、そういう点ではやはり公平な運用は必要なので、受刑者のことはどうでもいいという問題ではなくて、受刑者も一個の人間ですから、その受刑者のことをしっかりと考え、また刑務所の運営も含めて矯正の円滑な運営も含めまして、仮釈放というのは重要な位置を占めていると考えております。釈迦に説法とわかっておりますが(笑声)、言っておかないと、この会議がそういう雰囲気になってしまいますので、一言申し上げておきます。

堀野委員 さっき事務局長のおっしゃった、すぐに赤ちゃんを殺した件の仮釈放がそれでは間違いだったのかということは、だれも言えないと思うのですよね。間違いだったかどうかについては。ですから、その点が正しいかどうかについての判断というのは、ある程度相対的なものだろうと思います。しかし、受刑者にとって公平であり、かつ自主的な判断を入れるとすれば、刑期にあるいは罪種に対応して、大体どれぐらいの期間、どれぐらいの割合、執行率はどれぐらい、そして仮釈放に出すのはどれぐらいといったことについてもう少し、そういった意味での目安が必要なのではないだろうか。そして、マイナス的な評価を受ける人については、それより長い執行が必要かも分からないし、そうでない人はもう少し早い仮釈放を、時期をずらすということが考えられると思うのですけれども。

やはり、受刑者にとってもある意味での予測可能性、こうすれば自分たちが早く出られる、こういうふうに分を変えていけば早く出られる、そういう希望を与えるようなもの、しかしこうやっていたらだめなんだということも、ある程度自覚できるような基準という、さっきの難しい再犯のおそれとかいうような、これはちょっと私がもし地方更生保護委員会の委員になったとしても、この人に再犯のおそれがあるかどうかという判断は、とてもではないけれども、私はやる自信がないと思うのです。刑事弁護をやっていても同じですけれども、この辺を執行猶予にしたらまたやるぞ、あるいは大丈夫だよという確信はなかなか持てないというのが実情ではないかという気がするのです。

榊井委員 この基準の問題ですけれども、恐らく実務ではさっきもおっしゃったけれども相場ということだと思っております。恐らくその相場が右左に結構動いていると。そしてその動き方が、恐らく何かに揺れてすごく振幅があると。それは恐らく表には出てこないのだけれども、そういうものがあるのだと思うわけです。ですからその基準というものを、逆に言うとうつつくるのと。これをまたもう少しオープンな適応の、いわゆる相場という言葉が大体よくない。判決でもこれまでは相場という形でよく言われたわけです。こんな事件ならこの程度と。ところが今、最高裁判所を含めて、裁判員制度を前にもうちょっとそこをオープンに出そうとしているわけですけれども、刑務所あるいはその仮釈放許可の基準というものを、もうちょっとオープンにする、あるいはそれを何か基準的なものに外に出せる形でないのかどうか。

先ほども堀野委員がおっしゃいましたけれども、私も確かに仮釈放の人の4割弱が再犯だという結果で、仮釈放がどうだとはいかないだろう、これは社会に出てからいろいろなことがある中で再犯に至ったという者が、かなりの割合を占めているのであろうと思います。性犯罪を含めて、性向の中に犯罪をどうしてもやってしまう、とにかく血が見たかったということでは困るわけですけれども、そういうものよりも、むしろ日常的にやはり受け入れられない中で起きていることはかなりあるので、そう単純化できるものではない。だからこそ、仮釈放の保護観察期間というものをうまく考える中で、そのトライアル期間の中で再犯する人はどうやっ

てもそこでやってもらい、もう1回入ってもらおうということができればと。何かそういうルールの枠内だと思うわけです。全体の相場がどうなっているのか。そこだけちょっと言いにくいでしょうが、どうなっているのでしょうか。

野沢座長 同じような質問になるのですけれども、たくさん事例や判例があると思うのです。そのある程度集約的な結果というのが、言うなれば相場という判断になるのかどうか。恐らく幾つかのケースを長年やっていけば、この辺のところで大体大丈夫だという一つの心証はできると思うのです。それを客観的にうまく書ければ、一つのルールになると思うのですね。

事務局長 平均的な刑の執行率というのは、恐らく出ていると思います。個別の案件によって、それよりは長く執行しているものもあれば、短く執行しているものもあるだろうと思います。ただ例えばスピード違反を例にしますと、10キロオーバーのスピード違反と50キロオーバーのスピード違反のどちらが悪いかといえ、50キロオーバーのスピード違反が悪いでしょう。これはだれも異論はないところだと思います。ところが、殺人の場合に、介護に疲れたお嫁さんがお姑さんを道連れに無理心中を図った事件と、サラ金の借金苦に困った夫婦が子供を道連れに無理心中を図った事件と、どちらがどれだけ重いのですかということ、それはなかなか難しいですね。恐らく刑務所に実刑に入っている人たちの事件というのは、非常に個別的な判断をしなければならないものだと思うのです。

裁判所というのは、正にそういう個別の事件について、非常に法定刑の幅が広い、例えば、殺人でいいますと、死刑又は無期若しくは3年以上の有期懲役という非常に広い法定刑の中で、相場はあるのでしょうかけれども、何も基準がない中で、それぞれの事案に応じた裁判をしているわけです。そういう裁判所が個別の事件に対応して判断をした者の仮釈放について、今度はまた個別に見なければいけないというときに、どういう要素を考えるかということを目指して示すことは恐らくできると思いますけれども、各要素について、例えば、何点、何点という点数化をすることが果たして可能だろうか、先ほど申しましたスピード違反みたいな事件であれば、それは10キロよりは50キロの方が悪いでしょうし、市街地の子供たちが通学路に使っている道でスピード違反をする事件と、原野の中の道路を突っ走った事件とどっちが悪いかといえ、それは市街地を走る方が悪いでしょう。そういう定型化に親しむ犯罪と、そうでない犯罪があると思うのです。ですから、地方更生保護委員会のどの委員がやっても同じような基準というのは、なかなか難しいのではないかなと私自身は思っています。

ただ、だからと言って、ばらばらでいいかということと何らかの意味での指針のようなものはあった方が、国民の目から見た場合に、やはり地方更生保護委員会の審理が適正に行われているんだという安心感を持てるだろうなと思います。

瀬川委員 先ほど榊井委員がおっしゃられたこと、非常に重要だと思っています。相場というのは確かに刑務所から出しにくいかもしれませんが、刑務所に入って、どういう人が仮釈放に早く近づいて、どういう人が遠のいているのか、その点は刑事政策とか改善更生という点からも非常に重要なポイントなので、今事務局長がおっしゃったように、その点は是非公表化に向けて努力してもらいたいと思います。

田中委員 そのこととその後再犯に至るかどうかとの対応関係もありますね。

瀬川委員 それは難しい問題でありまして。刑務所内で見るとというのは、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、刑務所内でどう過ごしているかということですから。つまり、刑務官の言うことをどの程度聞けて、どの程度約束事を守っているかとか、あるいは規律違反を犯さな

いとかということですね。このことと外に出てからのことがつながっているかどうかということは、恐らく観察課長の方が詳しいかも知れませんが、実は恐らくリサーチという点から見ると、それほど有意の関係にはないと考えております。

金平座長代理 そのことですけれども、かつて出していた資料の中にあっただかと思うのですが、仮釈放の申請が矯正の方から出てきますね。それを受けた方の側が却下なさったりする。要するに、それを認めたり認めなかったりする。けれども、出てきたものはほとんど採択されているということでしたよね。これは何なのだろうと思うのですけれども。折々にやはり情報の交換が、個別の問題ではなくて、もう少しその時代の犯罪とか傾向とか、そういうものについて、矯正の側とそれから社会内処遇をする方の、やはり何か共通のものが自然に生まれてきて、これぐらいで出そう、これぐらいは社会内処遇で引き受けようということがあるのか。とても高かったと思うのですよ、矯正の方が出してきて、その半分しか採択しないのではなくて、仮釈放を認めないのではなくて、ほとんど…。

梶井委員 何割ぐらいですか。

金平座長代理 7割か8割ぐらい矯正が出してきたものは…。

事務局 棄却の率は非常に低くて、現在は2,3%でございます。ただ、過去には昭和30年代、40年代には10%前後で推移をしておった時期…。

金平座長代理 10%ですか。

事務局 そういう時期もございましたけれども、今は2,3%で。

金平座長代理 棄却率が10%でございますね。

事務局 過去にはですね。

金平座長代理 今はもっと少ない。

事務局 2,3%でございます。

金平座長代理 ということはほとんど同じ。

瀬川委員 そうすると、地方更生保護委員会の役割は何なのかということにつながってくると思いますね。

事務局 ただ棄却の率だけでございまして、仮釈放の希望日を刑務所が言われる日にしているかどうか、ちょっとそこは調査をしておりますが、恐らくそこは、大分後ろにいったり前にいったりする部分は、実際にはあると思います。

本江委員 地方更生保護委員会の役割が余り低いのではないかとお考えのようですけれども、私はちょうど逆を考えておまして、矯正から見ても地方更生保護委員会の観点から見ても、大体意見が一致する。歴史的にたくさん、恐らく何百万件という件数を見てきて、ほぼ見解が一致してきたということの意味するのではないかと思うのです。それは、裁判官が量刑するのと同じように、余りにも個別性が強くてそれを基準で出すということになりますと、これは保護局もそれができるなら、私は是非出されたいと思うのですけれども、私自身がその作業をもしやれと言われたら、恐らく1年、2年かかって分析に分析を重ねても、その基準を出すのは非常に困難ではないかと思うのです。仮に基準を出しても、それでもってそれではそのとおりやられているかどうかを検証するというのも、ほぼ不可能ではないかと私は思うのですよ。

むしろそういう2,3%というのは、矯正の目から見て、あるいは保護の目から見て、意見がみんな一致してきたなというので、非常に安心していいのではないかと思います。それなり



の基準で見ていると、しかもものすごい数を見てきて一致していると、そちらの方を重視するべきではないかと思えます。ですから、私は先ほどから言っているように、仮釈放のあり方について国民の批判はないと思う。むしろ、出された者に対する保護観察のあり方について、国民はやはり怒っているのだと。そちらの方をもう少し何とかする、早く議論をして立て直すべきだと私は思いますね。

佐藤委員 今のようなお話の流れを総合しますと、基準について申せば、これは以前堀野委員でしたか、おっしゃったように、不許可基準を定める方が現実的ではないのか。それから、必要的仮釈放とは言わないけれども、ほとんど仮釈放申請が出たものは仮釈放されるという実情にあるわけですから、明らかに不適当な者を排除することは求められるだろうけれども、それ以上のものではないのではないかという認識に立つように受け止められますけれども、違っていますでしょうかね。

佐伯委員 私も同じ意見で、瀬川委員のおっしゃった実態にきちんと合わせるという意味でもあるのですが、再犯のおそれがないと認められることといいながら、それで出して、再犯がたくさんあるというのはやはりおかしなことであって、言葉はいろいろ考える必要があると思いますが、実態は再犯のおそれが高いと認められないことなのであって、実態に合わせてきちんと説明できる形に改めるべきだろうと思えます。

野沢座長 ひとつこれは課題が残りますね。とにかくいかがでしょう。これは例えば、統一的で公平な判断がなされることを確認するためには、何らかの判断指針的なものを設けることが望ましい、という表現でくれるかどうかですね。皆様の今の御意見をまとめましたときに。ただし機械的、硬直的な運用に陥らないと、この配慮ですね。なかなか一本さっというものをつくるのが難しいとすると、やはり努力は続けるという方向だと思いますね。

瀬川委員 それに関連してですけれども、先ほどPTで処遇効果を測定するということをおっしゃられたと思うのですが、この点も含めて処遇効果を測定する場面で、刑務所側がどうしているかが分からない、地方更生保護委員会が何をやっているか分からない状況では、処遇効果は測定できないと思えます。したがって、そういう意味ではマニュアルというか、内規を含めてオープンにすべきだと思いますし、地方更生保護委員会にデータはないと答えがありましたけれども、しかし、今回の議論でも、改悛の状とはどういう関係があるのかということすら問題になっているわけですから、仮釈放及び保護観察等に関する規則の四つの基準、それから先ほど通達でお示しになったところで見ましても、審査事項というのがあるので、これと改悛の状がどう関係するのかも非常に大きな問題ですので、その点は事実上即した議論が必要です。批判的な検討も、またいい面も含めてですけれども、検証する必要があるのではないかという気がします。その点是非お願いしたいということです。

それからもう一つ、この会議の議論での流れは、再犯防止に重点を置かれていますが、同時にこのままいくと地方更生保護委員会それから保護観察官、保護司、更生保護施設を含めて、すごい過大な過剰な負担、再犯を防止しなさいという命題が下るわけですから、今の陣容、さっきも純増30人という本当にびっくりするような数なので、3,000人くらいでもいいわけですから、このマンパワーでは、到底私は不可能だろうと思えます。したがって、PTでも是非御議論を頂きたいのですが、一体どの程度のマンパワーでやっているのかということとは、是非御議論いただきたいと思うのですね。

それから、仮釈放について話を戻しますと、いわゆる仮釈放を慎重にやる部分というか、そ

これは大切な部分だと思いますし、国民の不安にこたえるためにも仮釈放を慎重にあるいは適切にやる必要があると思うのですが、一方では仮釈放をしてもいいのに刑務所にとどめておく必要はないのですから、その辺についての積極化、その点も同時に考慮すべきだと思います。今の仮釈放のあり方という、やはり先ほどの話から伺えますように、矯正の方にかなりイニシアティブを握られていて、保護ではほとんどイニシアティブは与えられていないというのが現状ではないかと思うのです。そういう意味で、むしろ積極化に向けて矯正と保護が連携してほしいということですね。

矯正と保護の連携方策なのですけれども、これは前から言われていることがほとんどですので、なかなか進まない現状を是非打破してもらいたい。特に駐在保護観察官の問題ですね。これはB級にだけ必要なものではありませんので、A級にも拡大すべきであると、これははっきり提言に書いてほしいと思うことです。それからもう一つは、環境調整が重要だとおっしゃったのですが、これももう昔から言われていることなので、環境調整が重要だと言いながら、十分にできるだけのマンパワーが与えられていない、あるいは予算が与えられていないのが現状だろうと思います。長い目で見れば再犯防止につながるとも言えるわけですから、その点の配慮を是非お願いしたいと思います。

野沢座長 これまでの議論では、仮釈放の審理のあり方については、基準の問題でまだ議論が残っておりますが、民間の方をもうちょっと入れてもらったらかどうか、専門家に参加してもらったらか、この辺についてはおよそ皆さん方、御同意いただけるかなと思いますが。それから、この仮釈放の制度の本質的な価値、値打ちにかかわることですけれども、やはり仮釈放は必要であるけれども、運用をしっかりとやるという、やはりとめる者はとめなければいけないし、またそれぞれ改善更生の見込みのある者については、出していくのだということも、大体これは皆さん御了解を頂けたかなと思うのですが。

ほかにどうでしょう。具体的な御提言があれば、ちょうどチャンスでございますので。

本江委員 私も、仮釈放の基準についてもし書けるものならば、瀬川委員が言われるように、この有識者会議の結論で書くことについては全く反対はいたしません。それは書けるものならオープンにして書けばいいと思うのです。ただちょっと非常に難しいので、これは事務局と瀬川委員とで一週詰めていただいて、どういう文章にすればいいのか、ちょっとその辺は急いでいただかないと、何か4月末までにまとめるということになると、ちょっとこの会議でやっていると大変なことになるのではないかなと思いますので、ちょっと事務局の方とよくその辺をどういう文章で書けばいいか、事務局も出せるだけのものは出していただいて、詰める必要があるのではないかなと思います。

野沢座長 今日頂いた御議論をまとめて、次の回くらいまでに、大体今日の結論はおおよそこんなものだということで、レジュメにしてまとめていきたいのですね。その都度やっていくと、5月までに何とかいくのではないかなと思いますが。一番今基本のところではやはり御意見がありますから、事務的にももう一度御相談しながら、各委員の方からもみんなお話を伺いたいと思いますけれどもね。是非（笑声）

瀬川委員 それから、先ほどの関連なのですけれども、先生がおっしゃったように、会議の流れでもそうなのですけれども、やはり内輪でやられていてパブリックな目が入らないというのは大問題だと私は考えています。是非仮釈放についても、もちろん全部表にはできない、個人情報一杯ありますし、微妙なものはたくさんあるかと思うのですが、基準がどういう形で

運用されているかぐらいは、是非お示しいただきたいと思います。それから、先ほどの地方更生保護委員会の中に、そういう第三者的な目を入れるというか、民間人から入れたり、あるいは専門家を入れるのは大変大事だと思いますが、同時に仮釈放の運用も含めて、そういうパブリックな目で見られる機会を是非つくっていただきたいと思います。これは保護観察も含めてなのですけれども。

いわゆる社会内処遇ですので、社会の中でやられているわけで、それを社会の人が全然知らないというのは非常におかしな話ですから。今回の会議でもこれだけ議論が盛り上がったというか、当初有識者会議を開いて、これは何を議論するのだろうということだったと思いますけれども、これだけやはり多くの方が関心を持たれて議論しているわけで、こういう会議を全体的に、あるいは地方更生保護委員会レベルでもいいですけれども、何か持てる機会があればと考えると、そういう意味で、視察委員会という少し大げさかも分かりませんが、そういう意味で名称はともかくとして、運用協議会のような、仮釈放の運用というのは皆で社会で考えている、一般の人も含めて考えているというシステムづくりが必要ではないかと思います。

野沢座長 裁判は公開ですし、それから刑務所の中の処遇についても、今回の改正で大幅にオープンになってきておりますから、仮釈放を決めるときだけ内輪で決めているという批判はこれがありますのでね。これをできるだけ第三者的な視点感覚と、もう一つはその結果の透明性をできるだけ開いたものにする。ここは大事なポイントだと思いますね。

瀬川委員 今の流れでいうとスクラップアンドビルドというのですか、何かをつぶさないといつくれないう御議論がありますので、この点は是非保護局長を含めて秘策を練っていただきたいと思うのですね。私は個人的には少しアイデアはありますけれども、またいつかお話ししたいと思っております。

榎井委員 ただ、司法への国民参加の動向を踏まえ云々と、一般国民の健全な社会常識を反映させると、これは裁判員制度の横並びであるけれども、しかしそう簡単なものではないと思います。この問題は、専門性、適格性を高めると、これは大いにいいと思うのですが、それに第三者的な目を入れる、風を入れるというのはいいと思うのですが、ここまで裁判員制度の並びで国民の司法への参加と、これはないと思うのですけれどもね。これはそれにはなじまないと思うのです。この話はあんまり。

堀野委員 これは社会意識を変革するという方が、むしろ重要なと思うのですね。意識変革という変ですけれども。要するに、これは社会から受容されない人たちについての、しかもその作業はいわばブラックボックスの中で行われているということで、結局理解としては、とにかく危険な者を出すなという世論的な広がりの方が、事あるごとに強まっていくということで、それを変えていくためには、やはり仮釈放が必要と。社会内処遇が必要ということを知ってもらうためにも、やはりこれは開かれたものでなければならぬだろうと。透明性が必要だと。そういうところからでも少しずつ理解してもらわないと、協力事業主にしても何にしても、あるいはまた更生保護施設をつくるにしても周りは全然協力してくれないような状況を、早く打開していかないといけない。いずれにしても、社会の受容性を高める上からも、やはりもう少しオープンにしてほしいなど。基準の件も先生がおっしゃるように、できるならばオープンにしてほしいと。ただ、なかなかオープンにはできないのでしょう、やはりいろいろなことがあって。

榎井委員 地方更生保護委員会は、そういう社会的意識を向上させる訓練の場ではないとい

うことです、私が言いたいのは。

堀野委員 それはもちろん私も同感ですよ。裁判員のようなあるいはそういう意味での参加ではなくて、やはり中の判断の的確性を担保していくということだろうと思いますけれどもね。

野沢座長 大分時間もたちましたが、これだけは言うておきたいということがございましたら、どうぞひとつお願いします。この後、皆さんから頂いた意見をまとめた形で、今日はこういう議論をしましたよというペーパーを次の回ぐらいまでにまとめたいと思いますので、またその折に、先生方からの御意向を承る機会があると思いますから、ひとつ本日のところは、大体このくらいで締めくくっておきたいかと思いますが。よろしいですか。

事務局 矯正局の澤田課長の方から、先ほどの補足説明がございます。

法務省（矯正局） 最初に佐藤委員から御質問のあったところで、私が答えられなかった部分につきまして補足させていただきます。

受刑者の再入所の状況です。手元の数字で、平成10年に刑務所を出所した者が、平成14年末までにどれぐらいの者が再び入所しているかという率がございまして、初めて刑務所に入った者が平成10年に生まれて、平成14年末までに再びどれぐらい入ったかという率が29.3%でございまして、刑務所に2回以上入っていた者が出たうちのどれぐらいが平成14年末までに帰ってくるかという率が56.6%ということですので、1回目初めて入った者の再入率が低いということでございます。

野沢座長 よろしいですか。

事務局 では、次回以降の予定等について、若干御説明申し上げます。

次回のこの会議は、2月20日午後2時から5時までということで、会場はこの同じ部屋でございます。テーマについては、一つは保護観察官の意識調査結果についての御報告、それから中間報告に対するパブリックコメントを1月30日締め切りということでやっておりますので、その結果、国民から寄せられた意見についての御紹介、それから中間報告に対して各種団体から様々な意見書等も出ておりますし、今後も出てくると思われまので、必要に応じて関係団体からのヒアリングも検討しているところであります。その他、個別のテーマについての意見交換も考えたいと思っております。

それから、地方の視察でございますが、2月7日に日程の合う委員の方だけということではございますが、大阪の視察を予定しております。おって集合方法等々については御連絡申し上げます。

以上でございます。

本江委員 一言だけですけれども。結論をまとめるのに、時間的にタイトになってきたという感じがしております。できるだけ結論を急がなければいけない。というのは、中間報告を見たところでは、一つの問題について、たくさんの意見があると書いてあるのですが、これを一つにまとめていくというのは、相当作業努力が必要だと思っております。そうなってくると、結論を急ぐ方向で議論をしなければいけない。やはりこの有識者会議というものは、両論併記になってしまうと非常にパワーが薄らいでしまうと思っておりますので、できるだけ一つの問題については一つの結論という方向で書きたいと思っております。

そういうことをお願いしたいことと、中間報告まで発表して議論が来た以上、これからはいろいろな問題について、法務省保護局としてどう考えておられるのかということも、折に触れてお考えをお聞かせ願えればという感じがします。事務局としてではなくてですね、保護局と

してはその問題についてどうなんだということもお聞かせ願った方が、議論は緊迫するのではないかという感じがしております。

これまで拝見しておりますと、非常に遠慮をしておられて、保護局はこういう考え方だということを通じて秘めて見ておられるように感じます。保護局の意見を聞いたからといって意見を変えるような方は、どうも1人もおられないような感じがするものですから、どんどん出していただいた方がいいのではないかという感じはします。

もう一つは、やはり今までの議論の中で民間の更生保護関係団体、特に保護司とか、更生保護施設とか、それから更生保護女性会も含めてですね、やはり議論が余りに少ないのではないかと思います。特にそれぞれ民間の団体の方々の財政問題についての情報が、この会議に余りあらわれていないように思うのです。ですから、中間報告はあったし、パブリックコメントもした段階ですので、一つの方法としては、そういう人たちの代表者にもう一度ヒアリングに来ていただいてお話し願うという方法もあるかと思いますが、そういう民間の方々の問題について時間をとって議論をしていただきたい。

それとは別に、もう一つはずっと問題になっている再犯防止を、有識者会議のこの結論に書くのか書かないのか、どう書くのか、そのところをまた集中的に議論をしていただきたいと思います。

以上を申し上げておきます。

野沢座長 ありがとうございます。大事な問題でございますので、しっかりこれをまた相談しましてお答えしていきたいと思います。

それではよろしゅうございますか、今日のところは。

ありがとうございました。少し時間は延びましたけれども、大変有意義な議論ができましたこと御礼申し上げます。

- 了 -